

平成23年6月8日

平成23年第2回岬町議会定例会

第1日会議録

平成23年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成23年6月8日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 6 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務企画部理事 (人権担当)	谷 下 泰 久
総 括 理 事 笠 間 光 弘	しあわせ創造部理事	岡 本 茂
総務企画部長 中 口 守 可	会計管理者兼理事	湊 原 義 仁
総務企画部理事 中 村 光 延	直轄副理事	保 井 太 郎
財政改革部長 白 井 保 二	総務企画部副理事	中 田 道 徳
しあわせ創造部長 芦 田 貴志雄	財政改革部副理事	四至本 直 秀
都市整備部長 末 原 光 喜	まちづくり戦略室 (企業誘致担当課長)	西 啓 介
水道事業理事 南 康 明		

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入口 博行

議会事務局副理事 大山 鐵男

○会 期

平成23年6月8日から24日（17日間）

○会議録署名議員

5番 出口 実 6番 竹内 邦博

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第2回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名をいたします。5番出口 実さん、6番竹内邦博さん、以上の2名の方をお願いいたします。

○川端啓子議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月8日から24日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月8日から24日までの17日間と決定いたしました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可いたします。町長、田代 堯さん。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、6月定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議長初め議員の皆様方におかれましてはますますご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げます。また、本日は定例会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

皆様もご承知のように、先般、近年例を見ない大災害である東日本大震災が東北地方太平洋沖を震源地として発生いたしました。3カ月を経過しようとする今でも、日夜復興への努力が惜しみなく続けられております。しかしながら、本格的な復興まではいましばらくの時間を要するよ

うであります。被災地が復興を果たすその日が一日も早く訪れることを心から願ってやみません。

また、本町でも震災による電力不足に配慮し、庁舎の冷房を摂氏28度に設定し、エコスタイルを実施し、節電意識の徹底を図るとともに、被災地への物資等の援助をあわせて被災された方々への住宅支援を関西電力等の協力を得ながら実施しているところであります。引き続き、被災地及び被災者への支援を行ってまいり所存でございます。

さて、さきの6月5日は岬町環境美化行動が行われたところでございます。当日、私も多奈川地区と深日の緑地区一部を巡回させていただきました。その際に、多くの方々がごみ収集や溝の掃除などを頑張っておられました。きれいで、安心・安全なまちは地域の住民の皆様の気持ちと活動に支えられていることを改めて実感いたしますとともに、住民の皆様への感謝の気持ちを新たにしました次第でございます。

行政といたしましても、住民の皆様の活動を無駄にすることのないよう、また、岬町がさらに災害に強いまちになるように、これからも尽力してまいりますのでご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

なお、今定例会にご提案を申し上げます議案等でございますが、平成22年度岬町一般会計補正予算（第8次）等の専決処分を求める件5件、さらに平成23年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件等の補正予算の件2件、そして、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定にかかる事件案件1件、そして公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件等の条例の一部改正3件、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件等の人事案件4件、平成22年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件1件でございます。どうかよろしくご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○川端啓子議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○川端啓子議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして質問を許可いたします。

初めに、田島乾正さん。

○田島乾正議員 ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

4年間ちょっとブランクあって一服しておったんですけれども、なれるまで私の発言に失礼な

ことがあればお許し願いたいと思います。

冒頭、町長がごあいさつの中で震災面とかいろいろなもろもろのことをる披瀝されましたけど、当然、これからは当町におきまして震災に対する強いまちづくりを一つお願いしたいと思いません。

今、聞き及んでいるところで、町道に民間のがけが崩落して大変住民が迷惑している、この点についても非常に強いいろんな公共施設の構築に町長、ひとつよろしく願います。

さて、今回通告した一般質問の件で順序を追って質問したいと思います。ちょっと場所が変わってやり方が、ちょっと段取り悪いんですけども。ごみ問題と、そして税について、この2点についてお聞きしたいと思います。時間の配分もあるんですけども。

今回のごみの問題で、私が4年間いない間に、条例の関係でちょっとねじれた現象があったのと違うかということ、まず、この会議に入る前に事務局と担当課のほうにご説明いただきまして、やっと理解ができたということで、町長がかわればころころ変わると、これは現実仕方ないことですので、それはもう理解いたしました。

1点目に、ごみとはどういうものか。まず、プロからそのごみの定義を説明していただきたい。ごみの種別と当町のごみの年間の延べトン数ですね、この2点まずお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 田島議員の質問にお答えする前に、まず、資料の配付の許可を求めたいと思います。今回についてはごみ収集量についての数値等の答弁が求められておりますので、その点について資料をお配りしたいと思いますけれども、議長の許可をお願いします。

○川端啓子議長 配付してください。許可します。

(資料配付)

○芦田しあわせ創造部長 まず、田島議員のご質問のごみの種類ですけれども、ごみの種類については大きく家庭系のごみと事業系のごみに分かれます。

この家庭系ごみ、一般家庭でのごみについてはさらに3つに大別されるものです。1つは可燃ごみ、それからもう1つは粗大・不燃ごみ、それからもう1つは空き缶・空き瓶・ペットボトル・プラスチックごみ、段ボール等の資源ごみ、こういう3つに大別されているということになります。

それから、2点目のごみの排出量ですけれども、今、配付させていただきましたごみの排出量等に関する資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、資料の1については年度別の総排出量（トン数）であります。このごみの排出量ですけれども、家庭系ごみと事業系ごみに大きく大別し、さらに家庭系ごみについては可燃・粗大不燃・資源という形で3つに区分した表になっております。

見ていただくとわかるように、平成22年度一番右側、上の右側ですけれども、22年度については前年度に比べて282トン減少し、粗大不燃ごみにおいても145トン減少しているという状況であります。

それから、空き缶・空き瓶等の資源ごみにつきましては、平成22年度から新たにプラスチックごみの分別収集を実施したことに伴い、平成22年度は前年度に比べて97トン増加をしております。

それから、事業系ごみについては前年度比87トン減少しているという状況でございます。ただ、これは総排出量ですので、岬町の人口が年度を追うごとに減少しておりますので、1人1日当たりのごみ排出量はどうかというのが2以下の表であります。

人口1日当たりに換算をした数字でも、平成20年度からの粗大ごみ有料化前の駆け込みによる増加を除いて、平成12年度から一貫して年を追うごとに減少傾向にありまして、直近では21年度、22年度812グラム、778グラムと減少をしております、全体としてごみの減量化が進んでいるというふうに認識をしているところであります。

○川端啓子議長 田島議員、どうぞ。

○田島乾正議員 今、ペーパーをいただきまして、初めて目を通したんですけれども、ごみの減量化にご尽力されているということは説明でわかったんですけれども、まず、他の市町村と比べて、それは比べるものはないと思うんですが、大体ごみを処理するんですね、収集・焼却も含めてのコストの説明をできませんか。収集のみの他の市町村と対比してトンいくらぐらいのコスト的に処理しているのか、これをまず答弁できたらお願いしたいんです。できなければ、また後でも結構ですけれども。この点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 理事者の答弁、しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 ごみ処理の経費につきましては、田島議員がご質問の収集運搬費、それから職員の人件費、あるいは焼却処分費で、最終的な最終処分費等がありますけれども、収集運搬経費につきましては、平成22年度は21年度に比べて283万円減額をしているところであります。

一方、焼却処分費については焼却炉の耐火構造の補修費、これ1,100万円ほどかかりましたけれども、それや設備の緊急修繕費などの維持補修費によって前年度に比べて156万円増加

しています。

トータルとして考えると、平成22年度は前年度に比べて838万円増加をしておりますけれども、これは平成22年度から実施をしましたプラスチックごみの分別収集によるリサイクル施設運営に係る経費が1,460万円ほど新たにかかっておりますけれども、その分と施設の修繕費が要因と考えているところであります。

先ほどのトン当たりの数値ですけれども、これは他市町村との比較というのはしておりませんが、一応、平成22年度の合計額として家庭系の可燃ごみ、それから粗大不燃ごみ及び資源ごみの合計トン数、先ほどのお渡ししました表の1ですけれども、この合計トン数で処理に係る費用を割り戻した額ですけれども、トン当たりに換算しますと6万6,990円、人口1人当たりでいきますと3.8円となっております。

平成22年度は前年度に比べますとトン当たりでは6.6%、1人当たりでは8.5%増加をしております。

○川端啓子議長 田島議員、どうぞ。

○田島乾正議員 今、当町の処理コストの費用をご答弁いただいたんですけれども、他の市町村と対比できないということですので、この点については個人的に私もまた勉強させていただいて、再度また質問する機会があれば、この点について質問したいと思います。

今回、選挙で上がってきて、23年度の当初予算書をずっと見させていただきまして勉強させていただいたわけですね。ごみの予算ですね、3億4,200万円、総括してね。いろんな要つてると。結構、ごみの処理にはお金がかかるなということを心配して言うてるんです。

前の町長のときにはごみの有料化ということで、財政のことも考えてそういう審議もした記憶もございます。今回の町長は無料化という考えで、住民サービスも考えての政策と思うんですが、僕は無料でも有料でもどちらでもいいわけですね。無料とか有料とか、そういうことじゃなくして、今、岬町でごみを処理するのは財政的にいかなものかということは今尋ねるために芦田部長に現実を聞いた、種類とね。ごみの種類と現実をご答弁いただいて、また今後のごみ施策にまた反映できるよう質問していますので、何も町長、無料やからいかんやないかということとは申し上げておりません。我々岬町のごみ処理をどうするか、将来的に。どう構築していくかということをお心配して言っているだけでありまして、そこで、まず心配するのは先ほどペーパーを見せていただいた分と部長が答弁していただいた分ですね。282トン減をしていただいていると、人口も減っている関係で恐らくごみの量も減っていると思うんですけれども。まだ中身はわからぬのでとやかく言うことはないんですけれども、トン数を減らしていただいていると、これは

評価できますね。

そこですが、あと、ごみを減らしてくれる努力を担当課がしてくれている。ごみ無料化でも結構です。ただ、現在のかまというんですかね、焼却炉の耐用年数の問題が迫ってくると思うんです。いつまでも半永久的に稼働するようなかまというのは今現在、不可能ですわね。そこで、この焼却施設はいつまで運用できるのか。もし、その運用時期に補修、修繕、全面的にやり直す、そういうふうな時期が大体何年先に訪れるのか。そして、もう1点は訪れた場合、どういう原資で賄うのか。この2点、ご説明願いたいと思います。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 本町の美化センターですけれども、このごみ焼却施設については昭和61年流動床式の焼却炉として新設をしました。その後、平成12年7月にはダイオキシン対策として排ガス高度処理施設に改修をして現在に至っているところであります。

耐用年数につきましては、設備の種類、定期点検補修の実施などメンテナンス状況にもよりますけれども、おおむね20年から25年程度というふうに聞き及んでいるところであります。しかし、その中であって、設備によっては部品交換などを行いながら15年程度というものもござります。

ですから、昭和61年開始、それから平成12年に改修をしたということで、施設本体、焼却炉等の設備については25年、改修部分について現在10年を経過しているところであり、経年劣化による附帯や設備の老朽化が見られることから毎年の定期点検を始め各設備の補修・修繕を行いながら業務を継続している状況であります。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 今ご答弁あったように、今後、改修をしなければいけない時期が当然来ますね。次の税についての質問のときにもちょっと関係するんですけれども、今の財政事情で改修できるのかということを心配いたしておりますので、ちょっと聞き漏らしたんですけれども。

万が一これがいつ故障するかわからないと。補修した場合は、当然、一般会計でやられると思うんですけれども、この点については後で答弁してほしいんですけれども、一般会計ですと僕はそう思っているんですけれども、もし基金化されているのであれば基金はいくらあるということをおわせて後に答弁してほしいんですけれども。

ここでごみの有料化、無料化が必要かということをお僕なりの判断ですけれども、どっちみちごみ無料、現在でもね、結局、一般会計でやるとしたら一般住民さんの税金で賄うと。そして、有料化したって、何も住民さんからごみの収集焼却料をぼっぼするわけじゃないんですね。それを

基金化しとけば今回、補修、修理やりかえのときがくれば、その基金を流用して一般会計に負担かかるのが軽減されると思うんです。

その点について、時間もないので、部長答弁でも結構ですし、町長どうですか。町長は無料やと言っているんですけども、今の収集・焼却から考えたら一般会計を使っているのですから、何も住民さんから徴収した原資で修理すると。ごみ収集でもわずかの収集・焼却料を取って、それを基金化する。どっちみち住民さんのお金ですわね。それをいかにどう使い分けるかということだけであって、無料とか有料とかの問題じゃないと思うんです。町長の施策ですので余りとやかくは言いませんけれども、僕の今の質問に対して町長はどういう考えを持っておられるか。まず、芦田部長、その部分について最前の質問について答弁してくれる。

町長、最終的にごみの問題について、これ大変な問題ですので、各自治体、皆、全国的に頭抱えておりますので、町長のお考えを最後にご答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 ごみの施設をどういうふう維持運営していくのか、その耐用年数も来ているというような状況で、現在、岬町として考えているのは、現行の施設を何とか長寿化する、延命化させるという方向でごみ処理をやろうということであります。ただ、この方法自身もいつかは限界が来るだろうと。

これを新たに建てかえるということになると、国が日当たり50トン以下の施設についての補助金をなくしてしまいましたので、全部費用を市町村が持たなければならなくなるという非常に矛盾した補助金制度になっています。国としては、できるだけまとめて広域化してやろうということで打ち切ったというふうに思いますけれども、岬町としては自分たちのごみというのはできるだけ自分たちの中で処理をするのが望ましいんじゃないかということで、そこら辺の補助金制度のあり方ということについても今後国のほうに求めていかなければならないというふうに考えております。

それから、基金の質問ですけども、基金については地方自治法第240条の規定に基づいて条例で定めて特定の目的のために基金を積み立てて、それを運用するというので、岬町も基金条例がありますけれども、ごみに関する基金そのものは岬町はつくっておりません。

ごみ処理にかかる経費については一般財源を充当しております、基金はありませんから。ただ、この一般財源の充当の中には一部国からの交付税措置がなされているところでもあります。ただ、各自治体においてはその処理費用、とりわけ処理施設の維持には交付税措置以上の多額の経費を要しているというのも現実でありまして、本町もそうであります。

ですから、先ほど言いましたように、今後ごみ処理費用にかかる財源措置について、国の交付税措置あるいは補助金制度の見直しということが必要ではないかというふうに考えているところ
です。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 先ほどからごみの減量化、さらには維持管理等の質問をいただいております。その中
で、今、担当部長がごみの減量化についてはご説明させてもらったとおりでございます。ま
た、維持管理等の経費の内容についても細かくはありませんが、大まかに説明させていただきました。

そのとおりでございます、一番問題になっているのは、今後、焼却炉が老朽化して使えなくな
ったときに行政としてどんな対応をするんだということを多分お尋ねになっているんじゃない
かなというふうに思います。私も非常にその点は心配をいたしております。

先ほど、担当部長のほうから説明のあったように、国の施策は50トン未満については補助金
制度は出さないと、広域化に移行してくれというような方法で我々に言ってきております。

しかし、こういう小さいまちですから少なくとも現在30トン以下の中でごみ処理をやってお
るわけですが、私どもは先人の方がいろいろ先見の明があって、いろいろ地元にはご迷惑
を掛けておりますけれども、し尿・ごみのやはり建設をよそよりも早くやられたということに
ついては、本当に先見の明があったかなと、このように思って我々は感謝しなきゃならないと、こ
のように私は思っております。

今後、それを維持管理していくについては、確かに議員がおっしゃるように基金を積み立てて、
その中でできるだけ補修していくというのが一番いいとは私も思っております。しかし、残念な
がら現在その基金を積み立てるだけのごみの中で住民の手数料を取ってまで基金を積み立ててい
いのかどうかというところが疑問で、議員のほうから冒頭に、町長がかわると施策がころころ変
わるということをおっしゃっています。

そうじゃなくて、前任者は前任者なりの町民に対する政策、私は私なりのこのごみ政策につい
ては住民の負担をできるだけ増加しないという基本に立っておるのは、これは双方間違いないか
と思います。

ただ、ごみの有料化については、私は国が税で賄うべきだという基本的な立場で私はごみの無
料化ということをして住民の皆さん方、また議会の皆さん方をお願いをしているわけですが、
つまり、町民が税金を納めるわけですから、少なくとも日常生活をするごみ処理、し尿処理につ
いてはやはり町民の貴重な税で賄っていいのかどうかという問題があります。これ、国が当然責

任を持ってやるべきだというのが私の考え方でありますので、今回、この住民の皆さんからごみの手数料というんですかね、そういったものを取って基金に積み立てるといのはどうかなというのがございまして、あくまで今後はごみの焼却炉の経年劣化が来た場合は、やはり広域化ということも含めて検討していかなければならないし、また国へ、やはり50トン未満の焼却炉であっても補助金制度を何とか拡充していただきたいと、この要望をしまいたい、このように思っておりますのでご理解をしていただきたいと思ひます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 焼却場所の規模の問題もクリアしなければいけないということが芦田部長からの説明を受けた中で、町長は手数料とかそういうのを取るの忍びないと、そういう気持ちは政治家として悪いとは言っていない、いいことです。

しかし、我々はかすみを食べて生きていけませんので、ひとつ手数料、もし町長の政策でできないと言うのであれば、基金化するにはどういう方法で基金化したらいいのか、まずそういうことをまた考えていただいて、町長頭ええ方からちょっと考えていただいて、基金化するにはどういう方策をするのか検討のほうをお願いしたいと思ひます。ないとは言えませんが、またいろいろ皆さん、優秀な職員さんもおるので、ひとつ知恵を出しているような補助金制度をまた見出してもらって、基金化するにはどういう方法をしたらいいのかということ町長ひとつこの点お願いしたいと思ひます。

そうしたら、ごみの収集も焼却も無料でいけますので、これまた一番いい方法ですので、もしあればね。なければ、やはりまた考えていただいて。受益者負担ということまず忘れないようにひとつ町財政の運営をしてほしいということをお願いしまして。

ただ、ごみの量は減るんですけども、ある程度限度がありますね。今、人口1万七千何がしですか。その中で、今、景気悪いからどうかしりませんが、皆さん裕福になってごみの量も当然ふえるのが普通ですわね。ですから、人口が減るからといって計算して、年々減るものじゃないと思ひますので、量よりもかまの修理のほうを一番危惧していますので。

そして、予算のほうですけどね、ごみの回収・焼却。この予算のほうについても、今、どういう契約でやられているか、処理を。阪南市は終処のほうは直営でやっていると聞き及んでいるんですけども、岬町は収集から焼却からぶっちゃけて焼却灰の処理ね、この部分についてどういう随意契約でやってるのか、競争入札でやってるのか、その点、最後にちょっとご答弁願いたいと思ひます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 ごみの収集運搬につきましては、現在委託方式をとっております。それから、処理場の運営については、これは町の嘱託職員がやっております、夜間運転については委託している状況であります。それから、粗大ごみの処分についても委託をしています。

ごみの収集委託については、先ほど言いましたように委託方式をとっております、随意契約という形でやっているところでもあります。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 大変な仕事をさせていただいている感謝の気持ちは十分ございます。

ただ、財政的にいろいろこれからは避けて通れないことがたくさんありますので、また今後、委託について、時代もこういう時代になっていますので、ひとついい方法を考えてやっていただきたいと思います。

これ以上深くは質問もしたくないので、そういうことで委託業務についてもいろんな知恵を出して、そしてお金のかからないようにひとつ町長頼んどきますわ。ひとつ、ごみの問題についてはお願いをして終わります。

時間の関係、あと何分残っているのかな。26分。済みません、あんまりしつこうしたら皆さんに嫌われますので。

税の問題でちょっと。実は、きょうはちょっと寝不足で、夕べ電話がかかってきましてね、税金の問題でむちゃくちゃ言いたい放題言うてきて、何も僕が税金上げてるんじゃないのにね、どう思うんやとかね、いろんなこと言うてきて。しまい、南海電鉄の税金の問題まで言うてきたんで、こんな答えられませんのでね、堪忍してくださいと。

そうしたら、その方はね、最近ある、公務員の方ですけどね、退職されたと。そして、税金を納めにいったんやけれども、行く前にいろいろ予備知識を持っとったんですな、この方。納税の方法は分割でいけるんかとかね、いろんなことを私に尋ねてくるので、僕、税務課員と違うんで間違えたこと言えませんが断りしたんですけれども。

そうしたら、納税してないものはどうやって対処してるんやとか、ここで済みませんが、担当の方、今、僕言うてることをちょっと答弁してほしいんですわ。

まず、納税の公正・公平を確保されてるんかということをお聞きしたいんで、これね、難しいと思うんですわ。納税をしたいが経済的にできないと、納税ができるのにしないと。この2つのパターンありますね。納税される方、第三者から見て、あの方やったら納税できるのになという方と、それでも考えたらちょっと気の毒やなど。ちょっと滞納しても仕方がないなという、そういう2つのパターンがありますね。

それと、税金とられんやつがおるん違うんかというのがそういう電話の内容でございました。それは、俗に不能欠損になると思うんですけども、不能欠損までどんな努力をされたんやというところをお聞きもしたいし。

この3点について、まず、現在はどのような税金の徴収方法をされているか。納税、言葉悪いんですけども、悪質な滞納者、これに対する対応はどうされてるんかということ。それと、不能欠損についてはどの程度の不能欠損があるのかということですね。

今も南海電鉄の裁判になっている部分については、それは今ここでとやかく言うべきものと違いますので、やっぱり裁判所の結果が出るまでチェックしときますんで。

この3点、ちょっと説明していただけますか。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 徴税につきましては、法律また条例に基づきまして適正に課税をさせていただきまして、また住民の皆さん方にご負担いただいているわけなんですけれども、今、ご質問いただきました税の納税方法、納付方法につきまして説明申し上げたいと思います。

まず、サラリーマンの方につきましては特別徴収という形で毎月給料から差し引かれているわけなんですけれども、それ以外の方については普通徴収という形で、例えば住民税の場合でしたら年4期に分けて各納期ごとに納期を設定いたしまして、そしてその納期までにお納めいただいているのが実態でございます。

ただ、経済的な事情等によりまして納期にお納め願えない方もおられます。そういう方につきましては、分割納付という制度がございまして、なぜ納期に納めることができないのかという事情をお聞きいたしまして、その事情に応じまして経済的な事情、いろんなことがございしますが、そういう形で分割納付していただくのが実態でございます。

そういう方は言いわけになるんですけども、ただ、今ご質問いただきましたようなことに、悪質という方、すなわち払えるのに納め願えないという方がたくさんおられます。そういう方につきましては、地方税法等に基づきまして適正な対応をとっているところでございまして、具体的に申し上げますと、まず納期限にお納め願っておりませんので督促、そして催告、そしてまた会社、また自宅のほうに訪問いたしまして、なぜ払えないのですかという形の実情を把握いたしまして、そして悪質と見られました場合につきましては、預金の差し押さえ、また財産の差し押さえ等、そして換価等を行いまして、滞納処分を行っているところでございます。

特に、悪質かそうでないかという見きわめが一番大きな問題でございまして、それにつきまして、担当課のほう、また今回の機構改革によりまして新たにつくっております特命対策課、今、

行財政改革課でございますけれども、そちらのほうで集中的にその方々についてのアポイントメントをとりまして実態調査いたしまして、その実態に応じた形で適正に法律を適用いたしまして対応しているものでございます。

ただ、もう1点ご質問ございました不能欠損の問題、これにつきましては払えない、悪質な方ではないわけなんですけれども、いろいろ経済的な事情等によりまして払えない状態が、税の場合でしたら3年間同じ状態が続いた場合については、不能欠損処理という形で徴収権を放棄するという形の手続等ございます。それを、こういう不能欠損処理を行うに当たりまして、まず実態調査を行いまして、その上で今のこの状態でしたら徴収を猶予するということを認定すると、そういう手続を行います。また、その期間が長期にわたりまして3年間続きますと、その方々については引き続き税金を納める資力がないと認定いたしまして不能欠損処分という形で処理しています。そのような形で税の徴収につきましては適正に対応しているのが実態でございます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 払えない方は分割と、これは大いにやってほしいです。なぜかと言いますと、払えない方がずっと払わないと税収が入ってきませんので、分割でもいいから入ってくれば町としたら確実に徴収できるということですので。あと、分割方法とか回数とか、それについてはもう答弁結構ですけれども、どうしても払う気持ちはあるけれども払えない、こういう方はやっぱりそういうぐあいに分割方法を越前裁きのことをやってあげてほしいと。

なぜか言うと、今、景気が悪いでしょう。税金払うどころか、生活が大変という方もたくさんおられますので、その点ひとつ担当課でよろしくお願いします。

悪質な部分については、特命対策課でやっておられると、この場で言いにくいこともあると思うんですけれども、かなりきつくやっていただいていると期待していますので、ひとつ最終的には差し押さえとか、税金を納めなかったらこういうことになるんですよと、そういう、言葉悪いですけど、見せしめも大事ですので、ひとつ納税の義務というのは国民、住民の義務ですからね。ただ、義務を怠って権利ばかり言うてね、この道直せとか言う人に限って、こんなこと言うたらしかられるけれども、そういうことはあると思うので、納税の義務を盾にひとつ、ソフト的に徴収してください。

そして不能欠損、これね、3年ですわね。この不能欠損に至るまで大変いろいろ徴収に行っていると思うんですけれども、結局、逃げ得やという、企業の問題やと思うんですけれどもね、不能欠損は、個人的には数少ないと思うんですけれども。企業については、そんなん経営のノウハウをわかってやっている企業もおるんで、そんなん逃げ得じゃなしに、地の果てまで追いかけてい

っても結構です。町の財政使ってもよろしいから、取り立てをきつくせんとね。大口はやっぱり、もうあかんわ、もう3年で不能欠損やと。それじゃなくしてね、やっぱり公正・公平を期すんやったら、そういう大口の不能欠損はまた委員会で聞きますけれども、そういうことについてはきっちり地の果てまで追いかけて、取ってきてくださいよ。

でないと、小口差し押さえしてたんじゃ、弱いものいじめになりますのでね。そういうことで、税金面については。

最後1点、選挙で回ったら必ず聞くのは固定資産税が高いと。私、税務専門じゃないから、すぐ即答はしませんでしたけど、ああそうですかと。高いと言う方が大変多いですねっていう程度にとどめてお答えしてきたんですけども。

固定資産税……でもね、結局、まあ言うたら僕らみたいに貧乏人の固定資産税で額はしれてまいますわな。しかし、ご夫婦で年金、2人で細々とやっている。しかし、運悪く先祖から引き継いだ大きな財産、固定資産、これ支払いするときに年金生活者の老夫婦で払えないと思うんです。それも一律に税を掛けていると思うんですけども、そういう場合、減免措置とか、そういう思いやりはないんですかな。

そして、恐らく固定資産税上がってるんですけども、いつになったら右肩にスライドするか、その2つちょっとご答弁願いたいと思うんですが。老夫婦、収入のない年金暮らしの老夫婦が結構大きな固定資産持ってる方ね、こういう方の場合、どうするんかと。国も考えていると思うんですけども、町としたら、どういうご配慮できるんか。それとも、公平やいうたら、もうそら仕方ないですわな、タコ足的な話になるんですけども。この2点、ひとつお願いしたいと思えます。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 それでは、固定資産税の税率と、特に超過税率を適用させていただいておりますので、それらを踏まえまして説明させていただきたいと思えます。

まず、固定資産税でございますけれども、標準税率、全国的には一定適正な地価を評価といたしまして、その1.4%を税金としていただいているわけなんですけれど、今、岬町におきましては、それに0.3%を加算して1.7%の超過税率によりまして平成19年度から課税をいたしております。そういうことから固定資産税、税金が高い、特にその要因として固定資産税が該当するのではないかと考えられます。

ちなみに、超過税率につきましては、この固定資産税とともに法人町民税につきましても各標準税率の2割という形で課税させていただいております。

それらの固定資産税につきましては、資産価値に応じて課税するものでございまして、ご質問いただきました固定資産をお持ちの方の収入の状況等については配慮せずに、資産価値のみに着目して課税する税でございますので。あと、収入状況につきましては住民税のほうでの対応というのが必要かなと考えております。

ただ、生活保護者とか、そういう本当に弱者等につきまして減免とかの規定はございまして、それに該当しない方については、引き続き申しわけないんですけど、資産価値に応じた形で税の支払いをお願いしたいところでございます。

あと、超過課税の適用をしているということなんですけれども、これは経過でございましてけれども、岬町におきましては地価の下落に著しいものがございまして。具体的に申し上げますと、平成12年でしたら12万円の宅地が平成15年には8万1,300円、平成18年には4万9,500円と、たった6年間で約6割程度の下落となっているところでございます。また引き続き下落が続いてございまして、ことしの1月現在でしたら4万3,000円という形で、約3分の1の価格になってしまったということでございます。

それにあわせまして、当然、固定資産税の減収もございまして、平成12年では16億400万円あったものが平成18年には11億7,400万円という形で大幅な減収でございまして。こういう状況が続きますと、皆さん方に住民サービスを安定的に提供する財源が不足するということもございまして、平成17年度に第一次集中改革プランを策定したわけなんですけれども、その中の改革項目の一つといたしまして、自主財源の確保という形で平成19年度から固定資産税の超過税率を導入させていただいた経緯でございまして。

今後の見直しの状況でございましてけれども、これにつきましては、本来平成19年度から3年間の期間を限定した臨時的な措置として導入したわけなんですけれども、皆さんご存じのとおり、岬町の財政は引き続き厳しいものがございまして、そして第2次集中改革プランを策定しているわけなんですけれども、この厳しい状況が続くという形で超過税率につきましては引き続き延長して適用させていただいているのが実態でございまして。

そういうことにいつまでもこのような状態を続けることはできませんので、これにつきましては、先ほど申し上げました第2次集中改革プランにおきまして、この超過税率を段階的に引き下げるといった計画をいたしております。

その引き下げの内容等につきましては、平成25年にまず0.1%の超過税率を引き下げたいということを計画いたしております。また、残りの0.2%、これにつきましては今後の改革の進捗状況や、また本町を取り巻く経済情勢とか地方財政制度の今後のあり方など総合的に勘案い

たしまして、その引き下げ時期等につきましては判断させていただきたいと考えているところでございます。

○川端啓子議長 田島議員。

○田島乾正議員 見直しという言葉聞いたんですけども、上げるときはぼんと上げて、下げるときはちょびちょび下げると、それじゃなくして。ひとつ大変困ってるんですわ、もう住民さん。納税する気持ちはあるけれども、町も大変困っているというのはわかっています。わかっていますけれども、0.3ぼんと上げて、今度25年には0.1下げますと。それはいいんですけども、ひとつ努力して、一応、目標は目標であって、目標の手前で前倒して下げられるように努力していただきたいということをお願いして、税については一応、大体わかりました。

わかりましたけれども、私、言うたとおりの収入のない方は固定資産持っている方、こういうことで現状悩んでいるということも踏まえて25年に0.1を下げるんじゃなくして、ちょっとでも見直してくださいよ、ひとつ。

町長にもお願いしたいんですけども、税金は払わない方がおらないと思いますので、払える状態にひとつやっていただいて。そして、こういう冷えてきたらね、やっぱり、これちょっと一般質問じゃないんですけども、企業誘致ということをもっと力入れていただいて、自主財源確保できるように、税収を見つける方法をひとつ町長お願いしたいと思います。そうしたら、町長もちょっと男前になると思いますんで、無料というならばこういう財政引っ張ってきたんやというような動きをしてほしいと思います。

町内でおるばかりでは駄目と思うんです。やっぱり、中央のほうとかいろんなほうへ動いてもらって。研修に行ったら、北海道の倶知安町の町長がごみ問題で選挙して町長が誕生したと。そして、その後、衆議院の議員になられて国会でも長靴はいたままの方がおられて、だれやということで、研修行った先の倶知安町の町長やということで、あんまり岬町でおられても、僕は外へ出ていってもうて、あとは職員に任せてもうて、そして財政、土取り跡地の企業誘致にしても関電さんのあれはありますんで、また特別委員会の範疇のことこれ以上言えませんが、ひとつ町長お願いしたいと思います。

○川端啓子議長 田島乾正さんの質問が終わりました。

次に、竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 竹原伸晃でございます。ただいま指名いただきました川端議長、ありがとうございました。

また、私、ここへ議会のほうに送っていただきました支援者の皆様と私を今まで育てていただ

きました関係する皆さんにお礼を一言申し上げたく思います。

また、一般質問に出させていただくことにいろいろ勉強させていただきました議会事務局の皆さん、また理事者の皆さん、同僚議員の皆さん、また各方面でいろいろとお教えいただきました関係者の皆さんに重ねてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私、4月24日に議会議員に当選させていただきまして、初めての定例会といたしますか、一般質問に関するところで、右も左もちょっとわからないところがございまして、たった今、田島議員さんがされているのを見て、見よう見まねでやってみようかなと思うところもあるんですけども、今までの常識というのがちょっとわからないところもありますので、皆さんに不快な思いをさせるかもわかりませんが、新人ということをご理解いただきましてご協力のほどをお願い申し上げます。

まず、私が第一に言いたかったことというんですか、やっぱり世間の一般の話題に上がっていることを取り上げさせていただきたいなと思っております。どこの新聞を見ても、今、テレビを見ても、3月11日に起こった地震、津波云々が取り上げられております。また、福島第一原発における放射能漏れ事故云々。先の見えない被害におきまして、これから先どうなるのかと心配するところがございます。

やはり原子力発電には無理があるのではないかと、どの業界の方も思っておると思います。これは、日本人だけではございません。世界の目から見ても、どこから見ても原発廃止へといった流れが続いております。かといって、日本のエネルギー施策におきまして原発抜きでは電気が、3割ぐらいですかね、なくなってしまったら停電が起これると、実際の話聞いております。

関東のほうでは、当初、計画停電ということで電気がない生活が行われておられました。テレビでいろいろ見ておると、電気がないときには寂しい思いをしてというのも聞いております。

まず、電力がなくなっていく、電力を生む発電所がだんだん閉めていくというのもこの流れであります。中部電力の浜岡原発ですか、菅総理がとめるといった流れの中、また関西電力においても若狭湾にある原発のほうも順番にとまっていくのではないかとと思われる中、節電に自分自身も取り組みたいなと思っておるところでございますが、町の取り組みといたしまして、節電問題について最初、田代町長からも言ってもらってたんですけども、どのように取り組まれているのかお答えいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総務企画部長、中口守可さん。

○中口総務企画部長 竹原議員のご質問の節電対策についてということで、町としてどのように取

り組まれているのかということでございますが、まずハード面の改修の先駆けといたしまして、本庁舎は平成19年7月に空調機器の改修を実施したところでございます。

改修内容につきましては、従来においては暖房のため重油を使用しておりましたが、環境に優しい空調機器に転換することにより、CO₂やNO_xの排出が抑制されたところでございます。本機器には、エコアイス機能があり、本庁舎1階の高齢福祉課、子育て支援課、地域福祉課、2階の町長室、会議室、3階の議会事務局及び委員会室を昼間の電力利用の軽減を図るため割安な夜間電力を利用いたしまして、夏には氷、冬には温水を熱エネルギーとして蓄え、昼間の冷暖房にその熱エネルギーを活用する空調システムとなっております。

電力料金は夜間料金の適用により昼間料金の4分の1程度になり、ランニングコストの削減も図られております。このことが今現在の本庁舎として対応しているハード面でございます。また、ソフト面では町長のあいさつにもありましたように、室内の冷房温度を摂氏28度に設定し、来庁者の方々へのご協力、お願いを玄関ロビーに啓発しているところでございます。節電対策といたしまして、昼食時の休憩時間には窓口を除く部署において照明を切り節電に努めているところでございます。

あわせて、本年は東日本大震災に伴い、より夏季の節電の取り組みが一層求められておりました。関西広域連合が関西夏のエコスタイルと称し、適正冷房摂氏28度とし、軽装勤務の取り組みを通年は6月1日からのところ、本年は5月16日月曜日から10月31日月曜日までの期間としております。本町もそういうことで取り組んでいるところでございます。

このような状況の中、庁舎管理担当部といたしましては、他の自治体での取り組みや関係機関の情報収集を行い、さらなる節電に努めてまいりたいというふうに考えております。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 一生懸命取り組んでいただいているというのは庁舎のほうに来ましたら、特に昼間びっくりするぐらい暗くて、閉まっているのかびっくりするぐらい暗くて、1階は何とか電気がついているなど、驚くことがあったんですけどね。庁舎の取り組み、また町職員さんの取り組みはよくわかりました。

しかし、自分自身、岬町議会議員として出させてもらって、岬町全体ということで節電に取り組めないかなと思うところがございます。やっぱり各個人個人が意識づけをできたらなと思うところがあるんですけども、住民に向かって節電にもっと取り組みましようとか、啓発活動というんですかね、そういうのをしているということがあるのか、する予定があるのかということにちょっとお答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○川端啓子議長 総務企画部長、中口守可さん。

○中口総務企画部長 竹原議員の再質問の住民へのPR、まち全体としてどう取り組まれるかというところでございますが、関西電力におきましては、企業や自治体など契約電力500キロワット以上の大口事業先に対しましては、生産を夜間や休日に移すと電気料金が安くなるという契約など節電につながる提案を始めていると聞き及んでおりますし、竹原議員の質問のまち全体としての一般の利用者につきましては、電力供給に不足を生じる事態が懸念されております。そういう中、節電への呼びかけがなされているところでございますが、官民一体となり節電に取り組んでいただくことを機会があればPRしてまいりたいというように考えております。

ちなみに、本庁舎契約電力は172キロワットでございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 この問題は個人一人ひとりのところにもよりますので、自分自身足元から要らない、見ないテレビは消したり、いない部屋の電気を消したり、取り組んでいきたいと思っております。

次に、電力問題ということでもう一つ質問させていただきたいことが、やはり岬町といたしまして、目の前に見えておる関西電力多奈川第2発電所についてでございます。私自身、物心ついたときから関西電力さんのほうが稼働しておりまして、岬町は関西電力のまちなんやなというような、何事においても関西電力、関西電力と名前がついておったように思っておるんですが、議会議員になってから改めて岬町の歴史というところにちょっと勉強し直さないといけないなと思うことで毎晩読んでいる本がございます。

今、持ってこさせてもらったんですけども、こちらの「岬町の歴史」という本でございます。読んでおると、昔々の岬町から古代の岬町、戦乱時の岬町いろいろございます。その中に「関西電力と岬町」というところがございまして見ておりますと、昭和31年に多奈川発電所、第1のほうですかね、稼働するということで企業誘致が成功して良かったというような形で書かれておられるのと、あわせて昭和47年ですかね、第2発電所について、このときは規模の大きさにびっくりしてちょっと問題があったんやと、いろいろ書かれております。また、「公害問題について」というところも割と詳しく書かれていまして、第1次から第5次までの訴訟が行われたというところまで載っております。

しかしながら、自分自身、多奈川発電所につきまして同級生の友達も多奈川発電所に行っているということもありまして、多奈川のほうへ深日からずっと通っていたんですけども、現在、大阪市内のほうに通っているんですけども、5日の時点で多奈川の発電所、電気を生まなくな

ったというふうに聞きまして、その辺の歴史的な背景といたしますか、ここに載っていない、この本自体が平成7年の編集ですので、平成7年より後の関西電力の状況といたしますか、岬町とのかかわりというのがわからないので、わかっている方ございましたらちょっとお教えいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○川端啓子議長 総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 ただいま竹原議員からご質問いただきましたけれど、よくわかっている方はおられますかと言われると、物すごく分かっているほうではございません。その本にも載っていないと思いますけれども、平成17年に一応休止という、長期休止という形で多奈川第2発電所がそういう状況に入ったということになっております。

それ以前に、先ほどお話にございました多奈川第1発電所につきましては、撤退以来、これは撤退しております。それは10年の歳月が流れているというような状況で、今に至っているということでございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 平成17年に休止ということで、今回回答いただきましたけれども、休止に至ったってといたしますか、やっぱり電力の問題なんで、関西電力といたしますか、国の施策とかもいろいろあると思うんですけれども、休止に至ったってという背景というのがわかればもう一つ教えていただきたいと思うんですけれども、わからなければわからないでいいと思うんですけれども、またご回答をお願いいたします。

○川端啓子議長 総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 ただいま背景をとということでございましたので、若干調べております。

今回、大地震がございました。それによりまして原子力発電所のことが最近は特に話題になっておりますけれども、以前は原子力発電所の安全性、コスト、そういったものが現実には火力から原子力へというのが関西電力さんの思いであったと思います。

現実には重油、原油、そういうものを使う火力発電は発電コストが高い。要するに、関西電力さんの経営面から、そういったものを使う火力発電を優先的に停止していった、今の問題になっておりますけれども、原子力発電のほうへ転換していったというふう聞いておるところでございます。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 コストが高いということが燃料も高いとは思いますが、やっぱりそのときの風潮で関西電力さんにご協力願う税金とかも高かったのかな、どうやろうなと思うんです

けれども、その辺もちょっとあわせてご回答いただければと思います。

○川端啓子議長 総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 今のご質問でございますけれども、現在は企業誘致をするためにいろいろな税金、税の面とかのコストを町のほうも考えておまして企業誘致に図っております。

当時は、やはり来ていただくことに対しては、もちろん町としては歓迎でございましたと思います。ただ、今言われますように、税の部分についてはきっちりと数字は出ておりませんが、よそよりも高いというようなことはなかったと思います。

ただ、優遇措置というのは非常に少なかったかなというふうに思ったりはしております。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 ちまたではといたしますか、町のほうの行政事情から税金云々、関西電力のほうから結構な税金があったというのは聞いておると、また住民のほうから地元対策ということでいろいろと関西電力のほうに要望したというのも聞いておまして、費用が高いところをつくる電気よりも安いところをつくる電気にシフトしていこうというのは、普通の企業であれば当然思うことございまして、この時代におきましてちょっと情勢が変わってきておるのかなというような感じは受けます。

ちょっと話はそれなんですけれども、自分自身のことを少し話させていただこうと思います。私自身、議会に出てくるまで、現在もそうですけれども、地元で企業のほうを経営しております。その中で、やはり景気が悪い、これは世間一般の景気が下向きになってきているのもあるんですけれども、岬町、特に悪いんじゃないかなというようにいろいろ分析をしてみると、やっぱり人口減少並びに高齢化が進んでおるといったところがありまして、会社の売り上げが上がらないというのは自分自身の努力の不足云々もあると思うんですけれども、これから先どうして生きていこうかなって思っておったこともあるんですけれども、私が地元で同じように活動している商工会というのがございます。

商工会とは地元の商売人さんが税金とか処理するのに使ったりお金を借りたりするのに使ったりする会なんです、やっぱり地元の産業云々、商工会のほうで加盟してる数が産業の、まあ言うたら規模かなとは思ってるんですけれども、商工会のほうでこの間、事務局さんのほうで聞いてみました。「局長、会員数減ってるか。」「減ってます。」と。「どんだけ減ってる。」「こんだけ減ってます。」と資料をずらっと出していただきました。

こちらにあるんですが、昭和62年から後、ずっと商工会の会員数というのが推移しております。昭和62年度588件から平成23年度311件に至るまで一度として会員がふえるという

ことがないです。毎年毎年下がる一方、ずっと下がる一方。なぜか。やっぱり仕事がないというのが現状ではないかなと。

大きな企業がなくなった、撤退したというのが関西電力さんのことだと思うんですけども、下請、孫請、ひ孫請、それに関連する各企業がすべてなくなってきたんじゃないか、えらいこっちやみたいな話です。

また、商工会青年部という商工会からしたら下部組織がございます。自分自身、その代表をしていたこともあるんですけども、その会議の中で会員をふやそうという話になるんですけども、実際会員が、対象となるものがいてません。ピークのときには青年部45人いてたらしいんですけども、現在19名で推移しています。

19名の中でいろいろ会議する中で、もう地元で商売してもあかんわという中で、自分自身、「うちもう子どもに商売譲れへんで。」という意見をちょっと出したところ、「あんたとはどうよ。」って隣のものに振りまいたら、「うちもそうやよ。」。隣の子は、「うちもそうやな。もうこんな商売譲ってられへんな。食うていかれへんで。」その隣は、「僕はひとり者やよって、もう自分の代で終わりです。」ざっと見回していくと皆右にならえで商売を地元で引き継いでやっていこうと思っているもの自体が、その子に譲らないということはどういうことやろな。やっぱり産業が岬町からなくなってしまうんじゃないかと思い、僕はえらいこっちや、これは岬町自体をやっぴりええ方向に持っていかないともう沈んでいく船と一緒にどこかで何かの手を打たないとほんまに全部なくなってしまうんじゃないかと危惧しておる中で、やはり関西電力さんのほうに、どうしても帰ってきてほしいと、もう一度火をつけてほしいとお願いするのが今の流れといたしますか。

最初にも述べたように、原発事故で云々なってるから、電力が不足するから、そのうち岬町に向かって、済みません、そこに火力発電所があるんでもう一回火つけてくださいよとお願いにくるかもしれません。しかし、そのようなお願いを待っているようじゃ事進まないと思うんです。やっぱり町の行政さん、また私たちのような議員、また一般住民も巻き込んで、町全体といたしましてぜひ関西電力さん、このような時期なんで岬町全体としてお願いしますんで、ぜひ帰ってきてくださいと頭下げてお願いするのが本筋ではないかと思っております。

その点、行政のほうでも一生懸命取り組んでおられるといううわさは聞こえてくるんですけども、実際、この場の議場にてどういう方針で思うておられるんか聞かせていただければと思うんですけども、ご回答お願いできますでしょうか。

○川端啓子議長 総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 まず最初でございますけれども、関西電力さんには過去から現在に至りますまで地元対策等々いろいろ岬町の行政にもご理解・ご協力をいただいて、現在も友好的な関係を維持してまいりました。

ことし3月に起きました東北地方の太平洋沖地震、またその影響によります原子力発電の不安の声が高まる中、関東地方はもとより中部地方の電力不足、それが関西地方にも及びまして全国的な非常に電力不足の問題となっているというふうに認識しております。

原子力に頼ってまいりました電力の確保、それも自然再生エネルギーなどへの転換機運が高まる中、火力発電所であります関西電力多奈川第2発電所の動向につきましてもいろんな声が、先ほど議員が言われましたように、あることは承知しております。

田代町長の考え自身も企業誘致に懸ける思いというんですか、そういう気持ちは真剣でありますし、切実というふうな状態でございます。そのような意味でも、関西電力多奈川第1発電所跡地にも優良企業の確保ができるように現在努力しているところでございます。

多奈川発電所が撤退以来、先ほども説明しましたけれども10年たちますし、第2は長期休止という状態でございますけれども、再稼働を求めるかにつきましては町だけではどうにもならないという状況がございます。国や関西電力の今後の電力供給の方針や動向などを見きわめて進めていかなければならないということが必要でないかというふうに思います。

再稼働、再誘致、それに起爆剤になるものは何なのかということについていつも考えております。町からアクションが必要なのか、関西電力さんなのか、また大阪府なのか、国なのか、現時点では明解な回答はできないというのが現状でございます。

再稼働につきましては、いずれにしても住民の皆さんの総意というものが必要であるかというふうに考えております。

これからも関西電力さんと友好な関係を継続いたしまして、タイミングを失することなく、町自身真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 笠間部長のほうから、願ってもない意気込みを聞かせていただきました。

私自身も電力会社といたら、やっぱり企業でございますので、企業の判断といいますか、企業の中の執行部であると思うんですけれども、その中で議論されることだとは思っております。その一つの材料として、やっぱり地元の意向がどういうふうになっているのかアピールするのがとても重要ではないかと切実に思っております。

地元が来るなら来ればよいよというスタンスか、地元からお願いしますと言いにきているのか、やっぱり関西電力だけではなしに、ほかに土取り跡等に進出してくる企業に対してでも、やっぱり企業が必要だと切に訴えていく姿勢がとても重要ではないかとずっと思っております。

その点、部長からも答えていただいたんですけれども、やっぱり町長のほうにも意気込みというんですか、ちょっと答えていただきたいなと思っております。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 先ほどから、竹原議員のほうから地元の活性化に向けての熱い思いを語っていただきました。私も同じ共感をいたしております。

特に、関西電力さん等の誘致の問題については先ほど田島議員からもおしかりを受けたんですけれども、町内におったんではいかんからもっと外へ出よという、まさしくそのとおりで。私も、今、東京のほうには月に2回とは言いませんけれども、大体昨年から言いますと毎年6、7回は東京のほうへ行っております。

そういう中で、最近はまだ町内におることが少なくて大変ご迷惑を掛けるときがあると思えますけれども、当時、過去の経歴については部長のほうから説明ありましたとおり、関西電力さんは、やはり岬町には本当に、関電さんがくしゃみをしたら岬町は風邪を引くというぐらいの財政基盤をしっかりとさせていただいた企業であります。これは各住民も、今の議員さんもすべてご存じかと思えますけれども、当時、岬町は年間、固定資産税等々も入れまして約8億円以上の税収が上がっておりました。水道料金についても1億円前後の水道料金が上がっていたわけですから、相当なやはり地元には優良企業としての貢献度は高かったと、私はこのように評価をいたしております。

そんな中で、今回、なぜ休止したのか、なぜ撤退したのかという問題があろうかと思えますけれども、決して関電さんは撤退はいたしておらないと私はそう思っております。ただ、第1発電所については老朽化した施設を何とかしたいということで第1にかわるものを堺火力のほうへ移管されたというふうに聞いております。

さらには、第2発電所については、中長期的な中止ということの答弁をしておりますけれども、先日も関西電力さんとも十分話をしておりますし、事あるときには直接私も出向いてお話をさせていただいております。

そんな中で、関電さんとしてはやはり一番痛かったのは、もちろん原子力の問題もあったかと思えますけれども、電力の自由化という、大阪ガスさんが電気をつくられて、それが自由化になった。そして、各企業が電力を供給するようになってから電力が余ってきたということから、非

常に企業として難しい経営運営になったかなというふうに思っております。

そんな中で、やはり多奈川第2発電所については現在とはめておりますけれども、じゃあ、すぐにでも稼働できるのかというたら、それはできないと思います。つまり、整備もしていないし、やはり2年ほどかけて整備をやらないと再稼働はできないということでありまして、関電さんの意向は、そういう整備をすればいつでも稼働はできるという状況に考えておられるということはお理解をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、人口が減少して、本当にこれは商工会館の青年部の会合にも行かせてもらって、私もつくづく思います。岬町の人口が関電さんが撤退して雇用がなくなって、じゃあ人口が減ってきたのかというのは一概にそうも言えないというふうに思います。

つまり、最近では分離世帯が多くなりまして、一次、二次と分離があつて、町外に仕事を持っておられる人はやはり身近なところへ住んでいかれる。そういった若い世代の世帯、青年、またはそういった中年の方が町外に出ていかれるケースが多くなっております。

特に、最近では高齢化が29%前後だと思うんですけども、そういった中で高齢化層も高くなってきております。大阪府は悪い意味で第1位なんですけれども。そういった中で、今後を考えるのは、やっぱり亡くなる方と出生、生まれる方の出生率が非常に悪くなってきている。2分の1足らずになってきたということが非常に人口減少に歯どめがかからないということなのかなと。

そのためには、おっしゃるように企業誘致をして雇用の問題、さらには税収の問題、そしてまちの元気を取り戻すための施策、そういったことは私は積極的に取り組んでおります。これは、職員一丸となって指示をしております。まず企業誘致を優先して考えていこうと。

しかし、関電さんについてはそういった原発の事情もありますけれども、岬町についてのまだ、そういう撤退をするというようなことは一切私はないと信じておりますので、今後、さらに関電さんとの友好関係を保ちながら何とか再稼働、または膨大な第1発電所の空き地に関電さん関係の企業、また、そういった、今、関電さんがやっておられるいろんなところに起業をなさって、何とかここに企業を誘致したいという努力をなさっておられることも事実でありますので、そういったことで近々その形が見えてくるのかというたら非常に難しいかも知れませんが、議員のおっしゃるように一生懸命頑張っております。また議会のほうの皆さん方も、ひとつ今回は特別委員会の中に企業誘致部門も入れていただいておりますので、一緒になって企業誘致に向けてご協力賜りますことをお願い申し上げて、えらい長くなりましたけれども、私の答弁と考案方、政策なり答弁にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○川端啓子議長 竹原議員。

○竹原伸晃議員 田代町長の力強いお言葉を聞いて、何よりも応援させていただかなければならないと改めて思いました。やはり、議員活動の主眼に置いて取り組んでいきたいところですので、精いっぱい努力させていただこうと改めて思いました。

私、ほんとに初めてでございまして、皆さんに急なことも聞いたかもわかりませんが、ご協力いただいて一般質問をさせていただきました。ご不快な発言もあったと思いますけれども、ご理解いただきまして私の一般質問を終了させていただきます。

○川端啓子議長 竹原伸晃さんの質問が終わりました。

次に、鍛冶末雄さん。

○鍛冶末雄議員 議長の許可を得ましたので質問させていただきます。防災関係で3点ほど質問します。

まず1点が、3月11日の未曾有の東日本大震災発生以後、防災に対し当町の取り組みで従来のマニュアルに対して変更等の考え方等があるのかどうか。例えば山崩れ、そして津波対策の防波堤、橋の崩壊、避難場所等ですね、これについてお聞きします。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 3月11日に発生いたしました東日本大震災は想定外の大津波が襲来し、未曾有の被害が発生したことから、現在、国や研究機関等が地震や津波の被害想定地の見直しを前提とする調査・研究が進められております。

その結果を踏まえて、国の中央防災会議で審議された上で各地の被害想定の見直し内容が示されることとなります。

よって、それらの動向や指示を受けて全国的に地域防災計画を見直しすることとなりますことから、現時点においては大きな見直しが難しい状況であることをまずご理解いただきたいと思っております。

しかしながら、岬町は今回の震災時と同様に、沿岸に位置しているまちであることから、岬町で準備できること、岬町で動けることはすぐ対応すべきとの町長の指示も受け、5月下旬に時間を要しましたが水道庁舎の1階部分に災害対策本部のスペースを設置いたしました。

また、大津波等に備えての町内の高台、高所にある既存建物の所有者に対して有事の際に避難場所としての協力してほしい旨を依頼し、既に11カ所より承諾をいただいております。

なお、この避難場所については、今後、災害に備えてという啓発チラシを作成して全戸配布する予定としております。

今後においても関係各位のご意見を伺い、できることから取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今の中で、高台に11カ所ほど避難場所を確保しているというお話ですけれども、過去に平成16年12月ごろですか、海岸7カ所に津波ハザードマップを立てられましたですね。そこに避難する場所が明記されています。

それと、平成17年4月に実施されました全世帯へ配布されました岬町防災マップ、この件について避難場所を、とりあえずは避難場所ですね。あとは国のほうのいろいろ違うと思ひますけれども、避難場所とか変更するんやないかと思ひんです。このハザードマップと岬町の防災マップの変更をどうされるのか、それを聞きたいと思ひます。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 平成16年、海岸7カ所に東南海・南海地震の発生に踏まえ避難路、避難場所を示した避難誘導看板を津波被害予想地域に設置しております。

また、津波ハザードマップの概要版である防災マップを各戸に配布し防災の知識、避難場所等の周知徹底を図ったところでございます。

今後においては、先ほども述べましたとおり、東日本大震災に伴い、現在、国等により被害想定の見直しが進められておりますので、今後、被害想定が確定した上で本町においても地域防災計画の見直し、津波ハザードマップや防災マップなど、関係掲示板や関係図書の見直しを図る予定でございます。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 今の中で、次回の回答のときにお答へ願ひたいと思ひんですが、津波ハザードマップは掲示板に何か白いのを塗って、あと訂正事項ができると思ひんですけれども、各戸配布の防災マップ、これがお聞きするところによりますと全世帯約1万部ほどつくられたということですが、参考のためにどのぐらい費用が要ったのか、あとのときにあわせてお答へください。

続きまして、岬町都市計画の平成22年11月発行資料のページ21ページに土砂災害危険箇所というところがあるんですね。内容は、急傾斜地崩壊危険箇所は平野部の南縁部、山間部の谷底、平野周辺に多くありますが、北部の市街地にも数カ所存在していますと。土石流危険渓流は南部の山間部を中心に広がっており、地すべり危険箇所も2カ所存在していますということを書

かれていますけれども、これについてはどうされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 防災マップの作成の費用でございますが、16年当時に1万部作成しております。そのときに、土砂災害危険箇所、また急傾斜指定場所、危険溪流などを記載したマップでございます。これあわせて担当の下水道課と所管防災担当していますまちづくり推進室でございますが、そこをあわせてタイアップしまして、予算としては700万3,500円でございます。作成は1万部でございます。

それと、今の土砂災害の関係でございますが、土砂災害の危険箇所については河川、港湾、海岸、ため池における洪水や高潮、津波、土砂災害などを未然に防止するため、大阪府と連携を図りながら計画的な災害予防対策を実施することとしております。

具体的には、土砂災害予防対策については危険箇所のパトロール年1回、大阪府と共同で実施しております。土石流危険溪流関係では多奈川の東川第2支溪といたしまして、与田病院の横でございます。その溪流を19年度に土石流対策事業を着手しております。

また、多奈川の東川第3支溪、これは平野水路でございます。これは第2支溪が終了後、事業着手にかかるということを知り及んでおります。

また、急傾斜地崩壊危険箇所については、深日、坊の山、多奈川西、多奈川横手については既に整備が完了しております。

また、新たに多奈川港地区のある急傾斜地については、現在、要望を活動しているところでございます。

また、高潮対策としては、大阪府の事業として深日の大川の下流で護岸のかさ上げ工事を実施しておるところでございます。

また、洪水災害予防対策といたしましては、大阪府と共同で防災パトロールを実施して、対策の必要な箇所については護岸の補修、かさ上げ、しゅんせつなどを要望しているところでございます。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 防災につきまして最後の質問になりますけれども、今の答弁の中で、年に1回大阪府と共同で防災パトロールをしているということですが、これにつきまして、町独自で危機管理課を中心にするのか、それとも、津波のほうと連携しながら各部署の責任者とともに、年に1回か2回ぐらい岬町独自のパトロールをする必要があるんじゃないかと思っておりますので、この点に

つきましては、町長ご返答お願いできますか。突然で恐縮です。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 今回の東日本大震災を考えると、やはり自分の命は自分で守るということは、これは基本でございますけれども、そういった中にやっぱり支援活動というのは行政が先頭に立って各種団体の方にご協力を得ながらやるべきだと、そのように認識しておりますので、今後、そういった防災・津波対策、そういったものについても積極的に行政と各機関と一緒にやって支援活動してまいりたいと、このように考えております。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 あとは学校の耐震工事ですが、学校の耐震化について、各小学校教室棟の未実施耐震工事は今現在進行中ですが、希望の完了見込みを教えてくださいということで、1点質問しておきます。

続きまして、今回の東日本大震災での学童の犠牲者ですね。津波による原因が大半でございますけれども、耐震工事未実施による犠牲者を出さないためにも早期耐震工事を完了されたいということで、ちなみにお聞きしておきました現在、耐震工事の実施状況は25棟分の14棟と聞いております。だから、未実施がまだ11棟ありますけれども、この辺につきまして、希望観測も入れてもらってどのような計画になるかお答え願います。

○川端啓子議長 教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 まず、国の動きから説明をさせていただきたいと思います。先般、3月でございますが、これは東日本大震災が発生した以降でございますが、国会におきまして地震防災特別措置法が一部改正されました。

これによりまして、それまで本年の3月31日までとされておりました公立学校施設の耐震化事業等に対する国の国庫補助率のかさ上げ措置が5年間、すなわち平成28年3月31日まで延長されたところでございます。

また、文部科学省におきましては、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針、これらの改正をいたしました。その中で、耐震性の確保されていない公立学校施設につきましては、平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に耐震化を完了させるという目標を記載したところでございます。

また、この基本方針等におきましては、あわせて非構造部材の耐震化の推進、また地震等の災害発生時に応急避難場所としての役割を果たすため、防災機能を評価すること。また、さらには児童・生徒等の安全を守り、安全・安心で豊かな教育環境を整備するため、現在深刻になっ

てきております公立学校施設の老朽化対策の推進をすることを新たに記載されたところでございます。

本町におきましても、このような国の動き、特に地震防災特別措置法の特例措置を念頭に置きまして、また活用をしていくということで、公立学校施設の耐震化を早期に完了することを目指して積極的に取り組む必要があると考えておるところでございます。

取り組みに当たりましては、まず2次診断等を早期に実施したいというふうに考えております。2次診断、さらにそれに続く耐震補強設計をあらかじめ実施していくということで、まず必要な予算が明確になります。

明確になってきますと、実効性の高い計画、また精度の高い耐震化計画の策定が可能になってまいります。また、緊急の国の経済対策交付金等が来た場合には、緊急の予算措置にも対応ができるというものになると考えております。

議員ご指摘のとおりでございます。岬町の小学校におきましては、耐震化未実施の棟が現在11棟でございます。大きな棟の階段等々も小さいものも含めて、合わせて11棟という状況でございます。

早期に、できましたら平成28年度末には耐震化が完了するよう取り組んでまいりたいというふうに存じ上げます。

今後、総合計画の実施計画に組み込んでいくということとともに財政計画の整合を図りまして最優先で進めていきたいと考えております。ご理解とご支援をお願い申し上げます。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 最終希望を28年度末という、これは、また狂うかもわからないと。そういうことですけれども、この件につきましては、何につきましても財政、財源が悪なってきますので、この辺につきまして、町長のお考えですね、極力この大事な宝であります学童を守るために早期に耐震化してもらいたいというところで、最後に田代町長のご答弁、頼みます。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 内容等については、教育次長の答弁どおりでございます。実は、この耐震化については、岬町もかなり11棟という、これがございます。これについては、今、議員のおっしゃっているように待ったなしの状況にあるかなと、このように思います。

財政的な問題もありますけれども、過日、懸案問題の検討の中で至急第2次診断をするようにと、そういう計画をするようにという指示をしておりますので、今しばらく明確な答弁はちょっと待っていただきたい。原課のほうで各調整をした中で、2次診断を何年度にやるかということ、

とにかく至急にその診断計画を立てるようということをお願いしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 続きまして、行財政関係で質問したいんですけども、新たに提案するんじゃなくて、12月2日に一般質問しましたときの答えをいただきたいということで、行財政の取り組みは現在も継続中ですけども、昨年1年間、各部各課とも大変なご努力により、平成27年度収支見通しで約10億円の赤字を行財政改革によりプラスマイナスゼロにしていくという計画を立案されています。

これのチェック方法、進捗状況を管理するチェック対策はどのようにされるのか、お聞きします。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 本町の厳しい財政状況に対応するため、第2次集中改革プランを今年2月に策定いたしました。今後、この集中改革プランに基づきまして行財政改革を着実に実施することによりまして本町の財政を中長期的に財政収支が均衡する財政構造に変換するとともに、第4次総合計画にかかわります町の将来像をそう実現させる方針でございます。

また、この集中改革プランに盛り込まれました主な改革項目83項目のうち、約半分の項目はさきの第1次集中改革プランでの改革項目と同一内容であり、まだ改革が進んでいない状況にもあり、今回、この改革プランの計画期間中で着実に実施する必要があると考えております。

こうした考え方のもとに集中改革プランに掲げます主な改革項目ごとに、いつまでに、どのような内容により改革を進めるのかを具体的に記載する改革実施計画を策定し、今後、5年間の計画期間内での具体的な取り組み内容、また各年度ごとの詳細な取り組み内容を明らかにすることといたしております。

この改革実施計画に基づき、改革項目を担当する部署と行革推進課とが共同で改革項目ごとの課題の把握やその対応策の検討、また新たな改革内容への軌道修正など、こうした改革項目ごとの進行管理を適切に行うことにより、今後、改革を着実に進めることといたしております。

また、この進行管理に必要な改革の実施計画の策定などの事務処理状況につきましては、担当部署の計画策定事務の平準化を図るため主な改革項目83項目を分割いたしまして、効果額が見込める項目を前期の改革項目、年41項目として位置づけし、現在関係部署とのヒアリングを終え、その内容の整備を行っているところでございます。

また、残る後期改革項目42項目につきましても前期の項目と同様に引き続き進めてまいりた

いと考えております。

この改革項目の実施に当たりましては、庁内の組織でございます行財政改革推進本部での検討を経まして、議会及び住民懇談会への報告及び意見をお聞きする。また、この計画内容につきましては住民説明会などの開催を行いまして、幅広いご意見をお伺いし、そして、その意見を反映する修正を繰り返しながら改革を進める方針でございます。

また、この集中改革プランに盛り込まれました改革項目は、こうした改革項目ごとに適正な進行管理を行うことによりまして、次の平成24年の当初予算などにも反映する予定でございます。

なお、この改革の進行管理にかかります詳細な内容につきましては、今会議で開会予定の行財政改革委員会において説明させていただく予定でございます。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 チェックのほうは、今、述べていただきました。

続きまして、各課における改革意識と目標を明確にするためにスローガン等の取り組み、現在、庁舎内では未実施であると。この辺はどうなっているのかということですが、昨年12月2日、行財政改革について一般質問したときの回答で、スローガンなども庁舎に掲げて、必要とあればいろんなものを職員の意識向上を図って改革に一生懸命職員と汗をかいていく、それが住民に対する答えかなと思っておりますということですね。

その答弁でしたけれども、いまだにスローガンは掲げておらずというのが現状です。こういうようなことではマイナス10億をプラマイゼロにするという大分大胆な決心で取り組む姿勢はわかるんですけども、その意識的な意義づけが言いつばなしにならないようにということでスローガン等を前に質問したんですけども、十分にその辺が反映されてないと。そういうことを踏まえて反省した上で真剣なご返答をお願いしたいと思うんです。

○川端啓子議長 財政改革部長、白井保二さん。

○白井財政改革部長 本年2月に策定いたしました集中改革プランにおきまして、今後の行財政改革に向けました6項目の基本方針をお示ししております。

その一つに、行財政改革を実現するための職員の意識改革を掲げています。今後、改革を具体化するに当たりましては改めてすべての事務事業について点検・評価を行い改善・改革が必要と認められる事務事業につきましては町職員が一丸となりまして町行政全体を視野に、また意識しながら今後のあり方や事業展開の方向性を示す必要があるため、さらなる職員の意識改革に努めることといたしております。

こうした方針のもとに職員が一丸となって全庁的に改革に取り組むためには、さらなる意識改

革の向上策が必要であると。特に行財政改革に関するスローガンを策定し、庁舎内に掲げること
も有効策であると考えておりますので、今後、このスローガン等の策定に向けまして、行財政改
革推進本部などにおきまして検討を行いまして、早期に実施したいと考えております。

また、これ以外にも職員一人ひとりが行財政改革の推進が必要であるとの共通認識が必要であ
りますので、現在の厳しい財政状況の要因となっております徴税収入の動向や高齢者に対する施
策の今後の動向などの説明を行いまして、職員に対しまして職員の改革の必要性などを再認識さ
せたいと考えております。

また、先ほどご説明申し上げました改革の実施計画によりまして項目ごとの適切な進行管理を
行うため、特に管理職職員におきましては行財政改革に取り組む意識改革の強い要因になるの
はないかと考えているところでございます。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 白井部長のるる回答をいただきましたけれども、実施されてないのが残念であり
ます。

今現在、部長で構成されています行財政改革本部というのがあって聞いております。そこでま
ず町独自の町一本でスローガン、意識改革も含めた行財政改革を絶対にやり切るんだというスロ
ーガンを掲げてもらいたいのが1点と、もう1点は、各課でもやはり達成するために、今のが親
柱とすれば、枝葉がいろいろあると思うんですね。そういう点で各部各課でも早急に考えて掲示
してもらいたいと思うんです。

それが次の質問に影響するんですけれども、その前にちょっと、これを町長だけ資料お渡しし
ておきます。

次は、皆さん方も3月の初めにこういうはがきいただいたと思うんですけれども、内容は先日
役場へ行って思ったことがありますと、ご提案させていただきます。窓口で対応してくれた方の
名札の色が違っているのを聞いてみると、アルバイトさんでしたと。いつも対応してくれるのは
アルバイトさんや若い職員の方ですが、奥の机で座ってパソコンとにらめっこしている方々は何
をしてるんでしょうかと。職員の方も年齢に応じて給料が違うと思いますが、給料に応じた仕事
をしているのですか。給料に応じて職員の方も名札の色を変えてはどうかということですが、あ
とちょっと飛ばしまして、色分け名札の色分けと希望分け、一度検討願いますと。両方とも職員
個々の責任が明確になり、責任感が生まれると思いますということで、こういう投書というのか、
議員十数名の方にこれが来ていると思うんですけれども、これを取り出しましたのはね、先ほど
来言っています意識の高揚、意識の高揚いましてもやっぱり日常の生活に振り回されてね、皆

さん頑張っておられるんですよ。頑張っておられるんですけども、意識の高揚はどうしても薄れていくと。そういう点で、先ほどからスローガン云々を言ってるんですけども、一つの試みは、せっかく今配置がえされたところですけども、部課長の方は通路に向かって対面式で座っておられますけれども、事務の方ですべて対面式で座ってね、我々がこうせなあかんのやという事で取り組まれたらどうかと。

頑張っている姿が見えないのは現状の姿だけ見てはるからね、いろいろと来られる人は仕事やっているのかなと。我々わかっているんですけどね、そういうことで、そういうあれがやはり一本筋が通るいうんか、ぴりぴりするのがあればね、わかると思うんですけども、その辺を納税者であります皆さん方にわかってほしいというのじゃなくて、せめてそういう気構えで取り組んでいていただきたい。

と言いますのも、ここにおられます部長クラスの方ですね、5年ぐらいで退職されるんじゃないかと思うんです。この厳しい平成の不況を乗り切って岬町の今現在のあれにいろいろ貢献された方々ですね。その方々が今から退職されていきますね。そういうときに当たってまず意識の高揚をして部下の皆さん、今現在、課長、そのほか係長以下の方にこうやるんだと、最後のご奉公いうたら怒られますけれども、そういう姿勢で取り組んでいただきたいと、それを要望したかったわけです。

これで、行革のほうは終わります。この件について、ちょっと町長お願いします。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 この行革に対する職員の意識改革のためのスローガンと、全くご指摘を受けたとおりに、大変申しわけございません。

いろいろと行革のほうに力が入りすぎていて、そこまでまだ行ってなかったかなという思いがするんですけども、各職員が意識を持ってやることは改革につながるわけですから、当然、そういったスローガンを掲げて、各課にできるだけ各職員に意識の向上を図っていただくということは、私のほうからしっかりと声掛けます。

ただ、今、部長以下全員で158名の、60名だったですかね、の中で臨職が160名近い、これ1時間とか2時間とかいうのを入れてなんです。それほど職員数が少ない中で臨職に頼ってやっているというのが実情でございます。

それは、やはり人件費の抑制等を考えて現在行っているんですけども、来年になりますと、ここに座っておる部長級は退職の方がかなり出てまいります。そういった場合に、次の職員の採用等含めると、やはり行革を思い切ってやっていかないと、泉佐野市長さんは職員20%とい

う形で今回議案を提出されるようですけれども、私は給与カットは職員組合とも話をしています。最後の最後でなければ職員の給料カットはやらないと、あくまでそこは労使協定の中で進めていこうということをやっております。

そのためには、職員さんみずからが汗をかいていただきたい。組合もそういう指示をしていただきたいということをお願いしております。

そういった意味で、今回のスローガン等も早急に6項目の柱を一応検討しております。全くしてないわけではないので、しておりますけれども実践できていないということのおしかりは厳しく受けとめさせていただきます。

それから、アルバイトの職員が対応しているということについて、職員もそうですけれども、部長級はやはりどうしても私と、今、副町長も不在、教育長も不在の中で、教育長不在の中では教育次長が職務代理者としてやっておりますし、副町長の不在の場合は、今、総括理事、または総務部長で対応していただいている。そんな中でお互いに行革を進める中でいろんな各課の問題があつてそちらのほうに集中して仕事をさせております。

住民の窓口の対応についてはアルバイト、またはそういった臨時職員、さらには若い職員さんということなんですけれども、ただ、全部対面式にしたらどうかということがございますけれども、これもきちっと精査しなければわからないんですが、部屋のスペースが今回、都市整備部は1階にもってすべて集合させておりますから、いろんな形で住民との相談事にしてもスムーズにいつてるかなと思いますけれども、他の部署については、やっぱり部屋が狭いということがあつて、苦勞しながら対面式にしたり、課長、係長、また職員と一緒に並列に机を並べて仕事をしたりしておる状況でございます。スペースがあれば、そういった対面式もいいかなとは思いますが、できるだけこれは検討ということにさせていただきたいなと、このように思っております。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 最後に、学童保育の件ですが、時間ちょっと延長して済みません、5分で終わるように努力します。

まず1点目は、平成17年に1年生から3年生までの学童保育、時間延長をしてもらいました。そのときに、継続して4年生、5年生、6年生も学童保育をお願いしますということで一般質問を終わったんですけれども、いまだにそのままの状態であるということで、ご存じのとおり岬町は大阪府下でも少子高齢化が一番進んでおり、今後もなお一層進み続ける傾向にあります。

そのため、平成23年度岬町町政運営方針で基本政策の6項目の2項に、子育て支援施策につ

いて、岬町次世代育成を支援、後期構造計画及び岬すこやか親子21というようなこともありますし、また、岬町の人口、今の推移でいきますと平成32年には1万5,600人になると。それを1万7,000人にしたいという第4次岬町総合計画がありますけれども、そういう意味も含めまして子育ての支援が必要だと思っんです。

そういう点で、今現在3年生までですけれども、財政の問題もありますけれども、これを4年生、5年生、6年生というように拡大してもらいたいということでお聞きします。

○川端啓子議長 答弁をお願いします。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 ご存じのように、本町の学童保育は小学校1年生から3年生までを対象にして淡輪学童と深日学童の2カ所で実施をしております。多奈川小学校の多奈川学童については人数が少ないために、現在、深日学童のほうと合同の保育を実施しております。

また、土曜日は深日学童のほうも人数が少ないために、これを送迎して淡輪学童と合同の保育に切りかえております。

今年度からは、4年生を対象にして障害のある方、あるいは障害がある等で援護を必要とする4年生児童について保育を実施するというところで拡充をしてきたところであります。

現在、直近の学童保育の状況はどうかということですが、まず淡輪学童は定員60名ですけれども、既に登録児童数は65名になっております。登録したからといって、毎日来ているわけではないので、実際の毎日の学童数というのは50名台ですけれども、登録児童数はここ数年ずっと定員をオーバーしているという状況であります。

それから、深日学童については定員30名ですけれども、現在、登録児童数は21名となっております。この深日学童も例年からいうと8月ぐらいになりますと、夏休みということで、この30名の定員がいっぱいになるというような状況も十分予測されます。

このような状況の中で、現在のスペースで学年を拡充するというのは無理でありまして、各淡輪、深日小学校でのさらなる空き教室を確保するという課題ですが、今のところ確保が困難であるという状況であります。

それから、もう一つ財政面の問題なんですけれども、拡充分に要する費用というのは、保育料を除くと残りの額は一般単独事業ということになります。これ以上学童保育に係る補助金が年齢を拡大したからといってふえるわけではありません。

現在、岬町は財政再建を図っていくということで5年間の計画を立てているところでありますけれども、その収支見通しについても、ご存じのように東北地方の震災、あるいは原発事故等が重なって、今後、国の財政がどのようになるのかということも不明な状況でありますので、事業

拡充については慎重に検討しなければならないというふうに考えているところであります。

○川端啓子議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 いろいろ相談しました結果、財政の問題と空き教室がないというようなことです。もう時間がありませんので。

○川端啓子議長 まだ時間はありますよ。

○鍛冶末雄議員 いやいや、皆さんのおなかのほうの時間がね。そういうような状況なんで、ここで結論はなかなか得られないと思いますんで、引き続き、9月でもこの件については質問させてもらいます。

というのは、去年いろいろ問題のありました多奈川保育所の開設いうんか、あれにつきましても相当な金額でやっているわけです。そのことを思えば、学童保育を充実することによりまして岬町から流出する人口がおさまってくるということにもつながりますし、先ほど言いました第4次計画とか、そのほか町の方針もありますんで、そういうことを踏まえまして、部屋の問題、財政の問題、いろいろあるでしょうけれども、一步下がって、平成24年度から1学年ずつでもいいから拡充していくという方向で検討してもらえたらと思うんです。この返答は結構です。続きまして9月で再質問させていただきますので、よろしくお願いします。

○川端啓子議長 鍛冶末雄さんの質問が終わりました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は1時半です。

(午後 0時19分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の一般質問に入る前に、午前中の田島議員の一般質問の答弁の中で補足したいとの理事者側からの申し入れがありましたので、許可したいと思います。

しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 貴重なお時間を拝借して申しわけございません。

田島議員の質問の中で、ごみ処理経費についてのトン当たり単価と人口1人当たり単価というのを答弁させていただきました。トン当たり単価6万6,990円ということで、その次に人口1人当たり3,8円と私、答弁させていただきましたけれど、これは正確に言うと、人口1人当たりの1トン単価でございます。

このため、年間総額というか、トン当たりの単価ですから、全体として人口1人当たり幾らになるかというのはごみ処理経費、平成22年度は3億3,977万1,000円かかっておりますけれども、これを人口1万7,867人で割り戻した金額1万9,017円、これが人口1人当たり年間の金額ということになります。

3,8円ということになってきますと、人口1人当たりをさらに1トン当たり単価で割り戻した金額ということで補足説明させていただきます。

○川端啓子議長 引き続き、一般質問に入りたいと思います。

中原 晶さん。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

東日本大震災の発生から3カ月を迎えようとしています。昨日の警視庁の発表で、死者は1万5,000人を超え、行方不明者は8,000人余り、避難者は10万人を下回りましたが、いまだに深刻な状況が続いています。

地震と津波という天災の上に、東京電力福島第1原子力発電所の事故という人災の被害も大きく、収束に向けた行程表が示されたものの、それには根拠がなく、収束の確信は得られないものでした。

私は、16年前の阪神・淡路大震災の被災者の1人として16年前の被害を大きく上回る今回の災害を住民、国民の力で乗り越えるために尽力するものであります。同時に、今回の震災を教訓とし、岬町でもいつ起こるかわからない災害への備えを行うために力を尽くす決意であります。

東日本大震災が被災地の生活基盤だけでなく、全国的に国民の暮らしに打撃を与えていることが政府の統計でも明らかになっています。5月31日の統計数値では失業者が増加し、休業せざるを得ない事業者も増加しており、完全失業率や有効求人倍率が悪化し、現金給与総額も消費支出も減少しています。

災害時に住民の命と暮らしを守るには平常時から地域経済を守り活性化させ、住民の暮らしと福祉を守る施策を充実させておくことが必要です。平常時に十分な政治を行わなかったツケは非常時に大きな負担となって住民に襲いかかることとなります。

被災地では、今、多くの被災者が復興を果たすために懸命に努力をしています。岬町で今回の

震災から何を学び、何を教訓として引き出すのか、その姿勢が問われています。

自然災害は避けることはできませんが、人類の知恵と力により災害を最小限に食い止め災害を減らすことは可能であります。災害のときに1人でも多くの命を救い、人災を招かないために行政が中心となって災害に強いまちづくりを住民ぐるみで考え合うことが求められています。

住民の命と暮らしを守るという地方自治体の役割と責任を果たすよう改めて強く求めて、私の質問を始めます。

1つ目の質問は、防災対策についてであります。防災といっても集中豪雨や土砂災害などさまざまありますが、今回は特に地震と津波の災害を中心にしてお聞きしたいと思います。

防災計画の見直しについては、先ほど鍛冶議員の質問と答弁によって計画そのものの見直しが見されたところでありますので、この点については質問は重なりますので割愛をいたしまして、私のほうからは見直しに当たって災害の規模など科学的な研究や知見に基づく予測を行い、計画については実践的に役立つものを作成するようにと求めるにとどめておきたいと思っております。

地域防災計画の見直しを行うということでもありますから、その見直しに先立って幾つか質問をいたします。

各論に入る前に、全体にかかわる問題として1点質問したいと思います。6年前に策定をされた岬町地域防災計画では、住民と事業者の責務という項目があります。そこに何が示されているのか、確認したいと思います。住民に課されている責務がどのように記されているか危機管理監にお答えいただきたいと思っております。

○川端啓子議長 答弁をお願いします。危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 地域防災計画の中で、住民、事業所の基本的責務ということを定めております。

みずからの安全はみずから守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに災害時にはみずからの安全を守るように行動し、初期消火、近隣の負傷者、災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携、協力を努めるものとする。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ただいま危機管理監に住民の基本的責務についてどのように書かれているかお示しいただいたところであります。

この内容について、続いて町長に伺いたいと思っております。私はこの内容を目にしたときに、非常に冷たい印象を受けたんですね。住民の責務というのは、考え方としては自己責任論なんですよ。自己責任論というものでは、災害という難局を打開することはできないと私は考えるもので

あります。

現に、東北の被災地では官も民も助け合っている姿が連日報道をされています。官においては、住民にとってある面でのライフラインとなっているところであり、行政の皆さんも必死で業務を進めておられるところでもあります。公務員は公務員としての自覚を持って救援に当たっている姿が報道されています。住民の皆さんも、弱いものを優先して助け合っている姿を見聞きしております。

私自身が16年前、被災地で見てきた光景もそれと同じものでありました。弱いものを優先して助け合うという住民同士の姿が見受けられたものであります。この住民の責務という考え方そのものを改めるべきではないかということをお聞きしたいと思っております。

万が一のときに自分の身は自分で守るということは防災の基本であると、そういった自覚を持つということは決して間違ったことではありません。そういった自覚と備えは非常に重要なことだと思いますけれども、全体として行政が住民の命と暮らしを守ることに責任を持ち、住民の自発的積極的な協力を呼びかけるという立場を貫くべきではないかと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 私は小さいときから、特に母親に大きな地震が起きたら必ず津波が来る。だから、そういう警報が鳴らなくてもすぐ裏の山へ逃げろと、こういうふうに幼いころから教えられて今日まで来たつもりなんです。私たちの岬町においても当然30年もたてば近い将来に東南海・南海地震が必ず起きるであろうということが予測されております。

そんな中において、今回、東日本がそのような大被災が起きたわけなので、議員のおっしゃることはもっともなことだと思います。

ただ、今、岬町の防災計画の中の住民、事業者の基本的な責務ということをお聞きして、危機管理監のほうから答弁したわけなんですけれども、これはあくまでいつ起きるか分からない状況のときには、やはり自分の身は自分で守るというのが一番私はその心構えというのは必ずしておかないといけない、私はそう思っております。

それで、今回、東北のほうで、私ちょっと、これ聞いたことなんですけれども、警報が聞こえなかったとか、鳴らなかったけれども避難をしたとかいう方が各人の判断によって生死、つまり命の助かった人、亡くなった方のそういったことが今回起きたわけなんですけれども、特に東北のほうでも私が幼いころに教わったように、「命てんでんこ」という言葉があるんですよね。その「命てんでんこ」というのはどういうことか言うたら、地震が起きたら各人がそれぞれ自分の命

を守りなさいという教えが必ずあったんです。今も現在もあるというふうに聞いております。

これが、防災計画の中にあります住民、事業所の基本的な責務と。この中において、行政の果たす役割と。それじゃあ、今回どういうことかとおっしゃるのは、今、中原議員のおっしゃったように、弱い人をどうするねんと。独居老人をどうするねんとか、いろいろそういう、車いすに乗って逃げられへんやないかとかいろいろあると思います。

それは、次の防災計画の中にも盛り込んでおりますとおり、そういう方については各自治体の区長さんに、いわば関係団体の方に防災マップとか、またはそういうものを自主防災の訓練とか、そういうことを我々は支援なり、活動する、そういったことに位置づけをしております。

ですから、弱い人やから自分で守れというんじゃなしに、これはあくまでみずからの安全はみずから守る、そして自分の命はみずから守るということについては、あくまで援助者、つまり自分でそういったことのできる人にだと私はそう理解していますので、その辺は弱い人の立場というのはまた違った形で、我々はそういう支援なり関係機関を通じて推進をしていくというふうに考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、お答えいただいた中で幼いころから心構えとして引き継いでこられた、教えられたことについて語られたところであります。「命てんでんこ」でしたか、私も「津波てんでんこ」という言葉でその言葉については見聞きしているところであります。危ないことがあったら、地震があったら津波が来るぞということを前提にして、「てんでんこ」というのは、てんでそれぞれにといった意味らしいんですけどもね、それぞれ逃げなさいよという教えのようであります。確かに東北のほうではそういった教えが受け継がれてきたということも、私も書物等で読ませていただいたところであります。

私が先ほど町長にお聞きしたのは、この住民の責務という考え方そのものが自己責任として押しつけるといふ考え方なんだということを申し上げたわけなんです。そういったもので住民に責任と義務を押しつけるといふことではなく、やはり住民の主体的な協力、また身を守ることにについて呼びかけるという立場に徹していただきたいということを申し上げたところであります。

このことについては、また今後、次の改定に当たってお考えをいただきたいというふうに思います。

それから、町長の口から、災害の弱者の問題について少し語られたところでありますが、それは後ほど具体的にお聞きしようと思っておりますので、またその際にお答えいただければと思います。

引き続き、各論に入りますけれども、この防災計画や実際の災害が起こったときの対応については、幾つも確認したい点があるんですけれども、時間の許す範囲でお聞きしたいと思います。

まず、町が指定している避難所の耐震性についてお聞きをしたいと思います。避難所には、避難所、福祉避難所、緊急避難所と3種類設けられているわけですが、それらの耐震性をお示しいただきたいと思います。危機管理監にご答弁いただきます。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 現在、指定しております避難所としては、淡輪、深日、多奈川の各小学校体育館、それとさくら会館、たんのわ海浜会館、深日会館、緑ヶ丘保育所、文化センター、孝子小学校講堂の合計9施設でございます。

また、福祉避難所につきましては、淡輪老人福祉センター、健康ふれあいセンターの2施設。また、緊急避難所につきましては、町民体育館、17区集会所、岬中学校体育館、深日保育所、緑会館、港会館、小島集会所の7施設が指定されているところでございます。

ご質問の、小学校関係以外の耐震ですけれども、避難所の中で、たんのわ海浜会館、さくら会館、深日会館の3施設が満たされております。また、福祉施設では健康ふれあいセンター。緊急避難所では17区集会所と岬中学校の3施設の耐震化が満たされている状況でございます。

他の施設、緑ヶ丘保育所、文化センター、孝子小学校講堂、淡輪老人センター、深日保育所、緑会館、港会館、小島集会所については昭和56年以前の建設された施設でございまして、耐震化が満足されていない状況でございます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、町内18カ所における3種類の避難所について現状の耐震性の確認についてお示しをいただいたところであります。

小学校については割愛させていただきましたけれども、淡輪小学校の体育室はまだ耐震性が確認されておりません。深日小学校の体育館と多奈川小学校の体育館については耐震性が確認されているということで、あわせますと、このすべて18カ所の中で耐震性が確認されているのが、現在でいきますと8カ所ということになっております。

耐震性が確認されていないのが10カ所ということで、これでは地震の際に安心して避難できるという状況ではないと言わざるを得ないと思います。

小学校については、鍛冶議員の質問と答弁によって、2016年度末の100%小学校の耐震化を目指して尽力したいという意欲が示されたところでもありますので、このことについてはその道筋で進めていただきたい。早められるものであればより一層早めていただきたいということを

求めると同時に、ほかの施設について、避難所に指定していながら耐震性が確認されていないものについて、一刻も早い耐震性の確保を改めて求めておきたいと思います。

続きまして、それぞれの施設が避難所としての機能を十分果たせる状況にあるのかという問題について確認をしたいと思います。

避難所というのは災害時には生活の場ということになりますから、雨漏りをしていたり水道やトイレなどの設備が故障したりしているという状況では、避難所としての役割と機能が十分果たせないということになってしまいます。

もちろん、災害の状況によっては、現在正常に使用できる状態のものが使えなくなる場合は考えられますけれども、逆に、現時点で修理が必要な施設が災害によって正常に機能するというようになることは考えられません。現在の各施設の整備状況についてお答えをいただきたいと思います。

施設が多岐にわたりますので、今回は教育委員会所管の施設としあわせ創造部所管の施設について、それぞれ責任者の方から答弁を求めます。

○川端啓子議長 教育次長、古谷 清さん。

○古谷教育次長 学校の体育館、また町民体育館も避難所として指定されているところでございます。こういう学校施設、あるいは社会教育施設におきましては順次、先ほどご指摘ありましたように、耐震化を順次進めていく計画でございます。

ご質問の避難所としての機能ということでございますけれども、現在のところ、避難所としての特別の配慮がなされていないというのが現状でございます。ただ、水道とかトイレとか雨漏りとか、このような経年劣化によって生じるものでございますが、順次、その際修繕を重ねていっているというのが現状でございます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 しあわせ創造部所管の施設、4カ所ございますけれども、このうち緑ヶ丘保育所、今の子育て支援センターですけれども、ここでは雨漏りが確認されております。

それから、深日保育所ですけれども、これがこの前の台風のときに窓ガラスの目地から一部雨漏りがしているということを確認しております。

水道、トイレについては4カ所とも問題ありません。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 学校関係施設については、先ほど鍛冶議員の質問と答弁の中で老朽化の問題が少し語られていたところでありますし、今、経年劣化による故障等については順次、対応していっ

ているということでありましたので、その都度しっかりと手当をしていただきたいと。

それから、しあわせ創造部に関しましても、支援センターと深日保育所の雨漏りが確認された
と、深日保育所は雨漏りというか、何と表現したらいいかわからないんですけども、こう
いったところにもしっかりと日常からの手当をしておいていただきたいということを改めて求め
ておきたいと思います。

引き続きまして、避難所の指定についても、今後検討が必要になるのではないかと考えるもの
でありまして、どこを避難所として指定するのかという問題でありますけれども、現在指定され
ている避難所の中には海拔が低い施設が含まれているということから、住民の方の中には津波の
ときにあそこに逃げて大丈夫なのかといった不安の声が寄せられております。

また、海に近い地域で介護が必要な家族がおられる方などからは、津波が発生したときに介護
の必要な家族を連れて高台まではとても逃げられない、民間のマンションなどに協力を求めて大
津波の際には一時的に避難できるように事前に町を通じて協議してもらえないのかといった切実
な声もお聞きしたところであります。

先ほどの鍛冶議員の質問また危機管理監の答弁で、町内で11カ所でしたか、高層住宅への一
時避難所依頼をし、承諾いただいたということをお聞きしたところであります。

こういった取り組みについては、住民の皆さんの不安に答える、迅速で適切な対応であったと
評価するものでありますし、また、今後住民の皆さんにそういった協力に対しても周知を行うと
ともに、避難所の指定の見直しも必要になった場合に、より高台にある施設も避難所として検討
していくということや、民間や社会福祉法人など従来視野に入れていなかった建築物についても
視野に入れて、指定については検討を求めておきたいと思います。

避難所についてももう少しお聞きをしたいと思います。先ほど確認をしました避難所の中には、
福祉避難所として、淡輪老人福祉センターと健康ふれあいセンターの2カ所が指定されておしま
す。参考までに、福祉避難所とは一体どういったものであるのか、この場でご説明をいただきた
いと思います。危機管理監に答弁を求めます。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 福祉避難所とは、福祉避難所の対象は要援護の高齢者、障がい者、乳幼児、病
弱者等、災害のときに避難において何らかの配慮を必要とする方が対象となってきます。その方
が介護保険施設や医療機関等に入所、入院するに至らない方を対象とした福祉的な避難所でござ
います。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、福祉避難所とは何かということについてご説明をいただいたところであります。今、示されたところでありますけれども、補足的に申し上げますと、そういった方々はもちろんですが、そのご家族の方についても対象としているということをこの場で申し上げておきたいと思えます。

では、今、指定されているこの2つの施設ですけれども、この2つの施設は福祉避難所としての機能が十分に果たせるのかということを確認しておきたいと思えます。

厚生労働省が作成した福祉避難所設置運営に関するガイドラインというものがまとめられているんですけれども、それについては、福祉避難所の指定要件や指定目標はどのように示されているのか確認しておきたいと思えます。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 福祉施設の指定条件については、施設自体の安全性が確保されていること、また施設外における要援護者の安全性が確保されていること、要援護者の避難スペースが確保されているという点が重点的な項目と挙げられております。

原則としては、耐震・耐火構造、土砂災害の区域外、それと浸水区域の区域外、近隣に危険物を取り扱う施設がない等々がございます。またバリアフリー化していること、また障がい者用トイレやスロープなどの施設が設置されていることなどが挙げられます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ただいま福祉避難所の指定要件について確認をさせていただきました。

地震や火災、また土砂災害、水害においても施設そのものの安全性が確保されていることが望ましいといったことや、要援護者の安全性が確保されていることとしてバリアフリー化されていることや、バリアフリー化されていない場合にはバリアフリー化するための設備を設置するということを前提にして設置するようというところで記されているところであります。

今、2つ町内に指定されている福祉避難所でもありますけれども、このうちの片方の淡輪老人福祉センターについては、今現在耐震性が確認をされていないというのが先ほど確認されたところでもありますので、指定要件を満たしているとは言いがたい状況であると思えます。

引き続き、この老人福祉センターを福祉避難所として指定していくということであれば、耐震化も急いでいただく必要があるということで、今後、ご検討いただきたいと要望しておきたいと思えます。

それから、引き続きその福祉避難所なんですけれども、今、町内に2カ所設置されております。この2カ所という数、それから配置ですね、淡輪と多奈川という数と設置場所について、こ

れでいいのかわりかぜひご検討いただきたいと思うんですけども、先ほど申しあげました厚生労働省のガイドラインの中には、福祉避難所の指定目標ということが書かれている欄がありますが、そこにはどのように示されているか確認をしたいと思います。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 厚生労働省の指針でございますが、福祉避難所の指定目標については、要援護者や同居家族の生活権やコミュニティとのつながりに配慮し設定することが望ましく、少なくとも地域における身近な福祉避難所については小学校区に1カ所程度の割合で指定することを目標としております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、お示しいただいたとおり、小学校に1カ所程度の割合で指定することを目標とすることが望ましいということが厚生労働省のまとめた文章の中で示されているわけです。

ですので、この指定の数や場所についても今後見直していくことになるでしょうから、その際によくご検討をいただきたいというふうに思います。

ご高齢でありますと福祉避難所を必要とする方の割合が高いことは容易に想像できることでありますので、福祉避難所を今後数をふやすということや、また常設の避難所の中に福祉避難所を一部設けるといっても全国的には見られておりますので、そういったこともご検討いただきたいと思います。

引き続きまして、今お聞きしてきた福祉避難所の指定ともかかわるんですけども、福祉避難所の設置については、対象となる方がどの程度おられるのか、現況をしっかりと把握した上で初めて設置できるものであります。また、実際の避難を確実にを行うためにも対象者の把握は欠かせません。

政府では、災害時の要援護者の避難についてのガイドラインをまとめています。その中でも、平常時からの要援護者情報の収集と共有が不可欠であるということが書かれております。災害時要援護者といわれるような高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、また病弱の方などの把握は現在どのように行われているのでしょうか、確認をしたいと思います。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 要援護者の把握については、現在、日常生活を送る上で何らかの援護を必要とする人のうち、いわゆる災害時要援護者とは必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取ることに支援を要する方のことをいいました。

一般的には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などが挙げられております。ただし、高齢者や障がい者の方でも援護の必要のない、お元気な方もいらっしゃいますので、家族の状況や地域の実情、本人の意志等に応じた適切な方法を組み合わせて日常時から情報を把握し、要援護者台帳を整理しておくことにより、安否確認や支援に生かせることが東日本大震災でも再び注目されたところでございます。

本町では、住民主体の把握確認といたしまして、平成21年度より自治区長会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会の3組織が連携して地域防災減災まちづくり推進会議を結成しております。現在も地域のいきいきサロンなどの小地域ネットワーク活動を通じて要援護者の把握から災害時に備えた地域見守りシステムの一つである支え合いマップづくりを住民主体で進めている状況でございます。

町としても、危機管理、地域福祉、高齢福祉の担当課や社会福祉協議会事務局も意識を共有して、この取り組みに支援しているところでございます。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 現在、要援護者といわれるような方々の把握を支え合いマップづくりという形で区長さんや民生委員児童委員の皆さん、また社会福祉協議会の皆さんのお力もお借りして作成している途中であるということが語られたところであります。

このマップづくりでありますけれども、一日も早くこのマップを完成させることや、台帳の整備を完成させることが必要だと思うんですね。このマップや台帳については、今、私、完成と言いますけれども、これで固定されると、完成したという瞬間は一瞬もないものでありまして、常に状況が変わるものでありますので、その情報を集約し、台帳にしっかりと落とし、また、それをさらに共有していくという作業も必要になるわけなんですね。

今、一定の努力が行われているということでありましてけれども、これを一日も早く一定のめどが立つところまで進める必要があると思いますが、この一定のところまでの完成と申しますか、一定のものをまとめるということを目標にまず置くべきだと思うんですけども、そのまとめる時期について、もしも町のほうで検討している時期がありましたらお示しをいただきたいと思っております。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 災害要援護者の台帳でございますが、それにあわせて今現在、今後、防災計画の見直しが図られる予定になっております。

当然、抜本的な改革がなされると思っておりますので、それとあわせて進めてまいりたいというよう

に考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今後の防災計画の見直しとあわせてということでありましたので、急いでいただきたいと、この場では要望をするにとどめますけれども、しっかりとした情報の把握を進めていただきたいということで、方法について、少しどのようなことをご考へになっているのかお聞きしておきたいと思ひます。

災害時の要援護者の現況を把握する必要があるわけですが、今、進められている具体的な方法について少しお示しをいただきたいと思ひます。区長さん等のご努力によって情報を集約していただいていることかと思ひますけれども、具体的にはどのような努力が行われているのかお聞かせいただきます。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 現在、台帳リストは区長さんが主になって手挙げ方式、申し込まれてその台帳を策定して、マップもあわせて策定していると。ただ、その情報が現在、我々行政のほうには届いておりません。書類は届いておりません。ただ、その辺は個人のプライバシーの問題、個人保護の関係もございまして、それは今後関係課と詰めて情報の共有化を図ってまいりたいというように考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 ただいまお聞かせいただいたところによりますと、手挙げ方式で行っているというところをお聞きしたところであります。

この手挙げ方式と申しますのは、災害時要援護者ご本人から手を挙げていただいて、自分が助けに来てほしい状況があるんだということを申請していただくという形であります。この方式も決して有効でないとは言わないんですけれども、より正確に、また災害が起こったときに一人残らず救出を行うということを考えますと、この手挙げ方式のみでは不十分であると言わざるを得ません。

この収集についてはさまざまなやり方があると思ひますけれども、手挙げ方式一つではなくて、例えば既に行政機関のほうで持っている情報というのがありますね。例えば、お体に障害をお持ちの方がおられて、その方が手帳を持っておられるという場合、またその方が単身であると、ひとり暮らしであるというようなケース、こういったことは行政のほうで既に情報としてつかんでいることであろうと思ひますので、それも加えて台帳に落としていくということや、できますれば、直接訪問をして現況を確認するというような活動も行っていただきたいというふうに思ひ

ますので、今行っている手挙げ方式が決してよくないというものではありませんけれども、そこに加えて台帳をより正確を期したものを作成して、確実に救出できるものとするためにはほかの方法もあわせてご検討いただきたいと、この場では提案しておきたいと思います。

それからもう一つ、先ほどのご答弁で、区長さんを中心にして手挙げ方式で台帳のリストを作成していただいているということでありましたけれども、この情報が行政には届いていないということも語られたところであります。

私は、それこそ手挙げ方式でしたら、個人情報保護の問題についてもご本人から申請されているということが前提の情報となりますから、行政のところにきちっと届けるということが当然のことであろうかと思えますけれども、災害のときというのは非常事態ですので、個人情報に余りとらわれていては救える命が救えないということにもなりかねませんので、個人情報に余り過敏に、このことについては過剰に考えすぎるべきではないという考えであります。

一方で、どういった場合においても自分の個人情報は一切明らかにしたくないという方もおられましようから、そういった方についてはもちろんそのご意志を尊重することは当然でありますけれども、個人情報の扱いについて慎重になりすぎることについて、少しこの場でご意見を申し上げておきたいと思えます。

政府の中で、災害時要援護者の避難対策に関する検討会というものがつくられておりまして、さまざまな部局や専門家が集まって災害時要援護者の避難支援について何回にもわたって話し合いが進められているところであります。

その中でも、これは政府のほうでまとめて提出してきたものでありますけれども、個人情報の問題について、このように記されています。「国の行政機関に適用される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、本人以外のものに提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用、提供ができる場合があることを参考にしつつ、積極的に情報の把握に努めるように」ということが、政府からの文書で発せられているわけなんです。

ですので、行政の側で、もちろんご本人の意志は尊重しつつ、また必要であれば、個人情報を守るためのルールも新たに設けながら個人情報の収集をしっかりと行っていただき、共有を急いでいただくということを改めて求めておきたいと思えます。

引き続きまして、ちょっと角度を変えて、防災マップのことについてお聞かせいただきます。

先ほど、鍛冶議員の質問と答弁によって防災マップをつくり直すということでありましたので、それは結構なことかと思えますけれども、当然、内容を更新して作成されることになるかと思えます。このマップについては、全戸に配布する計画であるかどうか、まずその点について確認し

たいと思います。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 一応、防災マップにつきましては、やっぱり災害に備えてという情報が掲載されますので全戸配布を考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 全戸に配布されるということで結構なことかと思えます。

その際に、マップに新たな情報として、例えばですけれども、重立った施設の海拔を記載するなど、津波の発生時にも役立つものにしてはどうかといった提案を住民の方からいただいております。

更新に当たって町としてどのような工夫を凝らすお考えか、現時点での構想で結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 防災マップの見直しの中で、津波対策として主要な海拔表示は有効と認識しております。今後、掲載する方向で検討してまいりたいと考えています。

また、災害に備えてという啓発チラシ等も作成中でございます。内容としては、日ごろの心得とか、また地域別の避難所、これもまた海拔等々掲載してまいりたいと、かように思っております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 既に啓発も含めてチラシを作成されていると、準備されているということで迅速な対応だと思います。

その中に、現在の指定されている避難所を記載することや、また海拔を記すというようなことについてもおっしゃられたところでありまして、今、私それを提案しようかなと思ってたんですけど、ある住民の方から、やはりこの時期ですので災害のことを非常に心配されまして、避難所がどこにあるのか、前にマップもろたと言うけれども、そんなものどっか行ってしもたというようなご意見ありまして、避難所の一覧とか、そういったものを示したものをまずは行政から回覧等で配布してもらえないだろうかというようなご意見があったところですので、そういった努力についても今後強めていただきたいというふうに思えます。

時間がありませんので、防災については以上にしておきたいと思えますけれども、今回の東日本大震災においても、ご高齢の方が非常にたくさんの割合で亡くなっておられるわけなんです。ですので、この高齢化が進んだ岬町で救える命が救えないというようなことがないように、私自

身も積極的にご意見申し上げていきたいと思ひますし、今後の防災計画の策定についても住民の皆さんの不安の声にこたえ、また安心していただけるものをしっかりと手がけていただきたいということを改めて求めておきたいと思ひます。

あと2つ質問があります。道路の渋滞の問題についてお聞きしたいと思ひます。

国道26号の渋滞の解消問題については、現在進められている和歌山までのバイパスの延伸にかかわることもありますけれども、できる手立てがないかということでこのたび質問をさせていただきます。

せんだってのゴールデンウィークの期間に国道26号で非常に激しい渋滞が発生をしました。町外からの訪問者は非常に歓迎するものでありますけれども、生活道路にも長い渋滞の列ができ、緊急車両の通行が不可能な状況が生まれておりました。幸い緊急車両が通行することはありませんでした、今後も渋滞が頻繁に起これば命にかかわりかねない問題であります。

住民の中には、和歌山方面に向かうのに余りの渋滞のひどさに、阪南方面に一たん走り、わざわざ高速道路を利用して和歌山へ行ったという方もおられたほどであります。夏の行楽シーズンにかけて同じような渋滞が発生しないように、関係機関に働きかける必要があると考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○川端啓子議長　しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長　先月のゴールデンウィークの期間中の国道26号の渋滞ですけれども、3月に第二阪和国道淡輪ランプの開通があり、それに伴いまして非常に多くの観光客がみさき公園に訪れました。

これにより、駐車場に入るための長い車の列が直進車両の妨げになって、国道26号本線の停滞を招いたものと考えられます。

また、あわせて国道26号の渋滞回避を図る車両が淡輪地区内を通行することになりまして、今度は畑山線から国道26号本線に進入しようとする車が本線停滞の影響を受けて、畑山線も停滞をするといった悪循環な状況を呈していました。

みさき公園のほうでは、当該期間中は駐車場への侵入車両を直進させて臨時駐車場を設けるなどの対策を講じておりました。しかし、迂回案内や交差点からのスムーズな車両誘導ができず渋滞緩和に至らなかったものと考えられます。

国道26号及び町内生活道路の渋滞により緊急車両通行に大きく影響することから、泉南警察から駐車場への侵入経路変更、交差点信号の時間調整などの指導を行うよう依頼し、また、みさき公園に対しても誘導員の増員や侵入車両への啓発看板の設置を申し入れているところです。

今後、夏休みシーズンを迎えることから、今般の道路渋滞を踏まえみさき公園並びに泉南警察署とも連携しながら交通渋滞による生活道路への影響が出ないように、対策について今後とも協議してまいりたいと考えています。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、泉南警察と、それからみさき公園側への働きかけを今後もしていくということでありましたので、今後とも関係機関とよく協議をしていただいて渋滞が発生しないように調整をしていただきたいと思います。とまとめておきたいと思えます。

最後になりますが、子ども医療費の対象の問題であります。

この4月から町長の英断によって、子ども医療費の助成制度の対象が小学校入学前までに拡大をされました。このことは、子どもを社会の宝として社会全体で育て、貧困と格差の政治の集中的な被害者である子育て世代の家庭を経済的に支えるという重要な子育て支援策であり、高く評価するものであります。

東京23区を初め、全国でも子ども医療費の助成を中学校卒業までに引き上げる動きが強まっております。現在、岬町では小学校入学前というところでとどまっておりますが、この対象を中学校卒業までに広げていただきたいというのが今回の趣旨であります。

大阪府の橋下知事も、世論に押されて子ども医療費の助成の対象を中学校卒業までに引き上げるという考えを示しているところではありますが、この問題についてご答弁をいただきたいと思えます。

岬町において、中学校卒業までに対象を引き上げることが大きな子育て支援になると考えますが、町の考えとしてはいかがお考えか確認したいと思えます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 本町の乳幼児医療費の助成制度は、平成5年10月から実施をしてきました。この対象年齢につきましては、平成14年10月から3歳未満に、平成16年11月から4歳未満にまで引き上げてきました。

ことしの4月からは中原議員がおっしゃったように、通院医療費助成を就学前まで一挙に拡大をして、入院・通院ともに小学校入学前の3月末までの児童が対象になるようにしたところであります。

言うまでもなく、本町では子育てがしやすい環境や子どもたちが健全に育つような環境を整備するということを目指しております。医療費助成についても徐々に拡充をしてきており、特に現田代町政の最重要課題として子育て環境の充実の一環としてということで位置づけております。

ただ、この子育て環境の充実という施策の実現ということももちろん財政健全化を達成することとどういふふうによく調整していくのかということでもありますので、この議員ご指摘の、今後の中学校卒業までの年齢拡充については厳しい財政状況の中でさらにさらなる年齢拡充は難しいというふうを考えており、今後とも子育て施策全体の中での検討課題としてまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 中原議員。

○中原 晶議員 今後の年齢の引き上げについてはすぐには難しいというお答えでありますけれども、これまで段階的に引き上げてこられた努力についても語られたところであります。今後も段階的にでも子ども医療費の拡充を図っていただきたいと、この場では要望にとどめておきたいと思っております。

例えばですけれども、一気に年齢を引き上げるのが難しいということでありましたら、現在設けられている所得制限をなくすといったようなことも拡充の方向の一つであるというふうを考えるものであります。

大阪府下の状況でいきますと、43市町村がある中で、所得制限を設けていない団体は30団体となっており、一部完全な所得制限なしとは言いがたいところも含まれておりますけれども、所得制限なしといったものが7割近くに及んでおります。

岬町は残念ながら所得制限を設けている団体の中に入っておりますので、こういった所得制限をなくしていくということも一つの方策ではないかということも申し上げておきたいと思っております。

保護者の皆さんからは、せめて小学校を卒業するまで対象を引き上げてほしいという声が多数寄せられております。また、子育てを終えられたご高齢の皆さんからも、子ども医療費の助成制度を拡充して若い世代が住み続けられる岬町をと願う立場から同じような要望の声も聞かれています。

この願いに一刻も早くこたえていただきますように、ぜひ前向きにご検討いただきたいということをご改めて要望申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○川端啓子議長 中原 晶さんの質問が終わりました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は2時45分です。

(午後 2時32分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問に入ります。

次に、小川日出夫さん。

○小川日出夫議員 議長の許可を得ましたので、通告しておりました内容で一般質問を行います。

まず、岬海岸番川線の復旧の見通しについてお聞きいたします。

第二阪和国道の淡輪ランプが供用開始されましたが、この5月の連休には大変な交通渋滞が発生いたしました。私も、現に多奈川から淡輪に向かうのに数時間かかるような状況に巻き込まれてしまいました。

この原因としてはいろいろ考えられますが、役場から深日漁協の市場の前の道から海岸線に抜ける道が使えるようになったにもかかわらず、水族館までの海岸線が土砂崩れで通行どめになっているのも大きな要因だと思っております。

大雨時に崩れた場所は災害復旧が認められ完了したと聞いておりますが、一体いつになったら通れるようになるのか、私も住民の皆さんによく問われています。長松自然海浜に指定されている場所でもあり、また夕陽百選にも選ばれ、この景色を楽しみに散歩されている方もたくさんいて、再開するのを楽しみにしています。工事が完了して通行できる見込み、めどをお答え願いたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 まず、事業の経緯を少し述べておきたいと思います。町道岬海岸番川線におきましては、昨年の4月と7月14日の大雨によって土砂崩れや落石が発生しました。これらの土砂崩れに関しましては、発生後、6月議会並びに9月議会の事業委員会協議会におきまして経過並びに今後の対応方針についてはご報告させていただきました。

議員ご指摘のとおり、7月の土砂崩れにつきましては災害復旧として国の承認をいただき、この23年2月28日に工事が完了しております。

しかしながら、4月に発生しました土砂崩れ等につきましては、昨年12月に交付決定を受け、22年度には法面の地質等の現況調査並びに測量、この工事の計画に基づく設計業務が完了して

おります。23年度に復旧安全対策工事、24年度に待避所等の道路整備を実施していく予定となっております。

議員ご質問の供用開始の時期ですが、早急に関係機関と協議を終え、工事の発注を考えております。法面箇所への復旧安全対策工事は23年10月中旬に車両通行どめ、歩行者の通行可能とするように予定しております。また、24年度には待避所等の道路整備工事として、約5カ月間を予定しております。その工事中は車両、歩行とも通行どめとなります。

工事の発注時期につきましては、道路の利用状況や現地の状況、海岸線ですので潮位の状況もございます。これらを考慮しながら決めてまいりたいと考えております。

現時点の予定といたしましては、24年の10月ごろからの見込みでございます。

○川端啓子議長 小川議員。

○小川日出夫議員 今、担当部長からの報告で、ちょっと23年10月に車両通行どめ、23年10月中旬ぐらいに歩行者通行どめを解除するって言いましたけれども、それは歩行者のみですか。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 現在は、通行どめということで、歩行者と車両すべて通行どめにしております。今言いました10月の中ごろには、その通行どめを解除するというので、車両と歩行者も解除を予定しております。

○川端啓子議長 小川議員。

○小川日出夫議員 よくわかりました。23年10月、すなわち、ことしの10月に供用開始ができれば、そう理解いたしてよろしいですね。

住民の皆さんが早期の復旧を心待ちにしていますので、できるだけ10月中旬というのを9月中旬、8月中旬でも、早ければ早いほど住民は喜んで納得してくれると思います。一日も早く工事を完成するように努力してください。よろしく願いいたします。

次に、とっとパーク小島及び道の駅について質問いたします。

3月の一般質問でとっとパーク小島と道の駅の振興策について前担当部長より前向きな答弁をもらっていましたが、私の知る限り、全く進んでいません。相変わらずとっとパーク小島を訪れた人々は、日本一商品の少ない道の駅とまで言われています。また、駐車場も狭く、道の駅としての機能を果たしていないと私は思っています。

そのため、振興策として前回3月議会の一般質問で、水槽を年中一定温度に保つための冷却装置の取り付け、人件費節約のための入場券の自動券売機の新設、駐車場の増設、利用者の利便性を増すための自動ドアの新設、栈橋の先端に建屋の新設を提案いたしました。

これらの質問に対し、当時、担当部長より来園者から物販や休憩施設などに関しても要望が寄せられていると聞き及んでおり、集客維持を図るための設備投資も必要であると認識していると、そのように答弁をいただきました。

私としては、比較的設備費の余りかからない水槽の改善と自動券売機の新設、またすぐ満車になる駐車場の増設は早急に行うべきだと思っております。この3つについて答弁お願いいたします。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 とっとパーク小島は海釣り公園と休憩施設を併設した道の駅として平成21年3月24日にオープンし、女性やお子様にも快適かつ安心して釣りを楽しんでいただけるスポットとして年間5万5,000人以上の来園者があります。開園以来、集客を維持するとともに、地域の活性化に貢献しているところでございます。

まず最初に、水槽についてでございますが、現在、設置している水槽については指摘のとおり海水を供給するポンプで注入しているところですが、夏場の水温上昇や貝類の付着がありポンプが故障するたびに事業により点検清掃を行っているという聞き及んでおります。

しかし、水温調整ができないため、夏場は水温が上がるため魚が死んだり弱ったりしてきて、自動的に温度調整ができるものやろ過装置等を行い、不純物を取り除くものに取りかえる必要があると聞いております。

次に、券売機の設置につきましては、現在、土日には早朝から入場者が並ぶ場合も多くあり、整理券で対応していますが、入場は従業員が対応しており、入場客が並んでいる場合もあり不便をおかけしていると聞いております。

これらを解消するためには、券売機の設置によりスムーズに入場できるとともに、人件費の削減も可能であるかと考えております。

なお、券売機の設置に当たっては、リース契約等の方法も検討していきたいと考えております。

次に、駐車場の改善につきましては、先ほども申し上げましたが、早朝から来場される方も多く、駐車場が満杯の状況も多くあると聞き及んでおります。したがって、議員仰せのとおり、駐車場の増設により集客力のアップを図るための設備投資が必要であると認識しております。しかし、設備投資には財源を含めた課題がありますので、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

現在の状況は、指定管理者であります小島フィッシング株式会社の申し入れにより、活性化に

かかる打ち合わせをこの5月23日に行っております。

今後につきましては、活性化にかかる改善計画と費用対効果を町で検討するための資料を7月中旬に町に提出するよう求めています。

これらをもとに計画の妥当性の判断とともに、財政支援の方法を含め、検討を行いたいと思っております。

○川端啓子議長 小川議員。

○小川日出夫議員 前向きな答弁、計画性のある答弁、ありがとうございます。

振興策を実行するためにはどれだけの経費をかけて、どういう効果があって、どれだけの集客数があってという話になるのは必ずなっていくと私も理解しております。じっととまっていたはとっとパーク小島はだんだん寂れてまいります。工夫して進んでいくことが大事だと考えております。ユーザーのニーズに合わせて改修・改善が必要だと思っております。

特に、水槽の改善は夏場に向けて早急にすべきだと思いますが、町長に一度相談をしたいのですが、質問したいのですが。我々、また町長の地元である多奈川地区のとっとパークの振興に関し、一言で言って財源何とかならないものでしょうか、町長。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 3月の一般質問だったか、私は12月と記憶していたもので申しわけないんですが、そのときに、先ほどの質問の中で担当部長がお答えした内容なんですけれども、当時言っているのは、要望が出ているということなんですけどね、当時、おやめになった松永部長なんですけれども、そのときの答弁は、来園者からの物販や休憩所、施設等に関して要望が寄せられている、これは全くそのとおりであります。指定管理者からも聞き及んでいるんですけども、設備投資の必要性、これは間違いなくおっしゃるとおり認めております。

しかし、これをやるかやらないかというのは、行財政改革を進める中において財源の裏づけがなかなか難しいと、十分慎重に検討するという答弁に終わっているかなと、このように思っております。

それで、私が当時、議員さんの質問にお答えいたしましたのは、まず土産物売り場が希薄化しておると、このことについては指定管理者のほうからご相談があって、これ、何とかならないかと。その以前は、おっしゃるように水槽等の問題、また駐車場等の問題。販売機については後ほどだったかなと記憶しておるんですが、そういったいろんな要望等もありましたけれども、まず1点を絞られて、土産物売り場、休憩所、そういったものが棧橋の上にはできないものかどうか。

指定管理者としては、自分たちもある一定のお金を出して頑張るから、町として助成してくれ

ないかという要望がありまして、そのことについては大阪府とも相談しながら現在検討を進めております。

しかし、かなりの金額が設備投資に要りますので、町としては、現在1,700万円ほどの基金を積み立てておりますけれども、これを使ってしまうと今後メンテナンスが、あの施設のさびどめというんですか、塗装というんですか、そういったときにやっぱり必要な財源が確保できないものですから、基金は基金で積み立てていかなければならない。その一部を補助することについてどうするかという、今、議論を担当と、大阪府も含めてですけれども協議をしております。

駐車場の問題については、確かに狭い部分もありますので、おっしゃるとおりかなと思います。しかし、これについては民間の駐車場等経営なさっている方もございますし、そういった整合性も考えていかないといけないかなと。

そして、もちろん財源不足ということは、これは当然一番先に来るわけですが、とっとパークの活性化ということ、また将来、観光ということを考えますと、ある一定のやらなきやいけないものはやらなきやなど思っていますけれども、何分膨大な財源投入が要りますので、これはやっぱり慎重に考えていきたい。

とりあえず、今、指定管理者との中で詰めております休憩所、すなわち土産物売り場等の狭い部分について何らかの形で改修策を図っていききたいと、このように考えているところでございます。

○川端啓子議長 小川議員。

○小川日出夫議員 とっとパーク小島が今以上ににぎわい、客数が減らないような対策を講じていただくことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

○川端啓子議長 小川日出夫さんの質問が終わりました。

次に、奥野 学さん。

○奥野 学議員 議長の許可をいただきましたので、最終質問をさせていただきます。

さて、東日本大震災の発生から11日で3カ月になります。昨日の6月7日現在、死者1万5,382人、行方不明8,191名、避難者9万3,270人です。改めてお悔やみ並びにお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、私の一般質問でまず防災計画という通告をさせていただいておりますけれども、さきに鍛冶議員並びに中原議員において防災対策についていろいろな質問がございました。重複しない部分で質問させていただきます。

今回の東日本大震災において、津波における想定外の破壊力にだれもが驚かされたことは皆さ

ん十分ご承知のところであります。震災後、岬町の海岸部に住んでいる方々はそれぞれ大津波警報が出れば例えば役場周辺の方は岬カントリーのほうへ逃げよう、それ以外の深日地区の方は御坊山のほうへ逃げようという声をあちらこちらでお聞きすることがよくあります。

そして、深日小学校の和田校長先生にもお会いしたとき、里山の国玉神社に避難することを決めているとおっしゃられておられました。町内の方々は既に個々で高台への避難地を考えておられます。

今回の東日本大震災後、いろいろと報道のテレビを見る中で津波から逃げるために高速道路のフェンスを乗り越え高台に避難したという報道を目にしたことがありました。そのとき、岬町ではどうなるかを考えてみました。

そこで、私からの提案でございますけれども、大津波からの緊急避難地として今後、第二阪和国道が淡輪ランプから和歌山市へと近いうちに延伸がなされてまいります。現在、阪南市の二国バイパス沿いに工事残土を谷間に埋めて広いスペースが何カ所か見受けられます。

このように、今回の岬町内に延伸工事に伴って淡輪ランプと深日ランプを利用して、緊急避難地を何カ所か確保する計画がぜひ必要であると考えますのでご検討いただけるようご提案申し上げたいというふうに思います。

そして、次に考えておりました海拔表示の看板を提案しようと思いましたが、これは先ほど中原議員からもご質問がありましたので、今後、ご検討いただけるということですので、これは改めてこちらのほうは要望とさせていただきます。

先の1点について、町のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 まず、広域的な避難地については、現在の防災計画では大規模災害時には一時的に多くの住民の方が避難でき、かつ延焼の危険性の少ない大規模なオープンスペースが必要となってまいります。本町では、各小学校のグラウンドを指定しているところでございます。

今後の被害想定を踏まえ見直したいと考えておりますが、津波に際しての避難については当然高台、高所に避難することが有効となってまいります。そのため、先般、町内の民間施設にご協力をいただき、11施設が利用可能となっております。

また、ご提案の第二阪和国道整備に伴う土地有効利用に関しての避難地の整備についてでございますが、用地取得に対して国は道路に必要な用地のみ取得しないことから、現時点では非常に難しいかなと考えております。

しかし、道路は災害時において被災者の緊急避難路、物資の緊急輸送、火災時の延焼防止空間としての役割も果たしております。議員ご指摘の視点は非常に重要なことと認識しておりまして、今後、必要に応じ関係部局と協議して、国また府並びに関係部局に働きかけてまいりたい、かように思っております。

○川端啓子議長 奥野議員。

○奥野 学議員 先ほどの答弁の中で、避難所の1カ所の内容が少しわからないんですけど、今後、中央防災会議等の見直しも含めて、また内容を検討してまいりたいというふうに思います。

そして、次に、今後の電力不足ということで通告させていただいておりますけれども、この件に関しても、竹原議員からご質問がありましたように、私も関西電力多奈川第2発電所の再稼働をしていただきたいという思いは竹原議員と全く同じでございます。

同地での新たな企業誘致は全く進展がなく、今後もどのような展開があるか予想がつかないわけでありまして。

国のエネルギー対策が大前提となりますけれども、やはり、この機会に関西電力に強い要望が必ず必要であるというふうに私は確信いたしますので、改めて要望をお願いいたします。

そして、これはエネルギー対策の一環でございますけれども、企業誘致という意味も含めまして、土取り跡地への太陽光発電については、今国会での買取価格が決定されるかどうかというふうに聞き及んでいるところでございますけれども、今後の原子力発電にかわる自然エネルギーにより全発電量の20%に高める方針を5月25日の経済協力開発機構での演説の中で菅首相からの表明があったことをご承知のことと思います。

土取り跡地をさらに残置を計画拡大していただくよう交渉していただき、岬町の活性化のためにつなげていただきたいというふうに思いますので、改めて提案いたします。この件について、担当からのご答弁をお願いいたします。

○川端啓子議長 総括理事、笠間光弘さん。

○笠間総括理事 1番目の部分につきましては、町長が午前中にも企業誘致の思い、それから同じということで省略をさせていただくということでありありがとうございます。

2番目の太陽光発電の事業拡大、事業地拡大を要望してはどうかというご質問でございます。多目的公園の中のことだというふうに解釈しております。太陽光発電につきましては、立地条件等もありまして、企業誘致を進めている事業活動ゾーンの中では第二阪和国道の土砂の仮置き場所を除けば事業区域を拡大することはなかなか難しいという面もございます。

ご提案をいただきました内容につきましては、今後、事業者にもお話をさせていただきながら

考えていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○川端啓子議長 奥野議員。

○奥野 学議員 どうもありがとうございました。こちらのほうも改めてよろしくお願ひいたします。

最後に、逢帰ダムの自己水についてでございます。本年度4月より従来の大阪府営水道が大阪広域企業団にて事業が開始されております。今後、第2阪和国道が深日ランプから上孝子地区までの間の延伸に伴って逢帰ダムからの岬町営水道本管がかなりの移設が出てまいります。第二阪和国道の延伸に伴って本管移設に関し耐用年数次第では町負担も発生するようにも聞き及んでいるところでございます。

以前より、逢帰ダムの貯水率もよくないとお聞きしております。この際、維持管理もかなりの歳出がございます。大阪広域企業団からの水にすべてを切りかえれば供給料金の値下げがあるようにも聞き及んでいるところであります。長期的に考えますと、財政難の折、行財政改革の一助になるのではないかと考え提案するものでございます。担当理事のご答弁お願ひいたします。

○川端啓子議長 都市整備部水道事業理事、南 康明さん。

○南 都市整備部水道事業理事 本町では、住民生活の衛生の確保と快適な水使用を目的に、用水供給事業を実施しております。議員の質問にもありましたように、平成23年度からは新たに大阪府営水道は大阪広域水道企業団として事業を継承しています。

さて、本町の水源としては、大阪広域水道企業団と自己水源である逢帰ダムの孝子浄水場の2系統で安定した給水システムにより、安全な水道水を提供していきます。

本町での使用水量としては、平成22年度ベースで年間241万立方メートルを給水しており、内訳としては大阪広域水道企業団により72%の173万立方メートルと自己水源が28%の68万立方メートルという割合になっており、約3割を逢帰ダムの自己水源で賄っています。

水道水のコストとしては、平成22年度で比較した場合、大阪広域水道企業団からの用水は1立方メートル当たり78円で、自己水源は1立方メートル当たり30円程度となっており、自己水源を少しでも多く使うことによって大阪広域水道企業団からの給水を減らすことができ、効率的な事業執行を行うことができると考えています。

なお、孝子浄水場の給水エリアとしては、上孝子、中孝子、下孝子、深日地区の一部に給水を行っています。

また、過日東日本大震災が発生しておりますが、本町において東南海・南海地震の発生を想定し、ライフラインの確保を考えた場合は、大阪広域水道企業団からの給水だけよりも、孝子浄水

場からの自己水源とあわせて2系統で水源を確保することがより安心・安全に家庭への給水を行うことができると考えております。

なお、孝子浄水場は昭和42年に建設され、経年劣化による能力の低下や老朽化が進んでおり、今後、自己水源の確保のため、延命対策等も含めた適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、孝子浄水場を更新するためには多額の経費が見込まれますので、この建設費の償還を含めたコストを考えますと企業団からの給水のほうが安価になることも考えられます。

したがって、将来的には大阪広域水道企業団からの給水についても検討してまいりたいと考えております。

それから、大阪広域水道企業団からの水道料金値下げにつきまして、平成22年度より1立方メートル当たり10円10銭値下げがあり、88円10銭を現在78円となっています。

今後の値下げにつきましては、値下げを行いたいとの意向がありましたが、先般、東日本大震災が発生したことにより、今後の備えとして給水施設及び配管の耐震化工事に経費を投入していくということがございまして、値下げについては現段階では不透明な状況になっておるところでございます。

○川端啓子議長 奥野議員。

○奥野 学議員 先ほどの南理事の答弁の中で、ダムからの自己水が1立方メートル当たり30円という単価が出ておりましたが、実際、この単価がどういう積算をされたのか、内容がよくわからないですけれども、今回、第二阪和国道の移設に伴う水道管ですね、それが何か耐用年数によって町の持ち出し分もあるように聞き及んでおります。

そのあたりも単価がどれだけになるのか、実際、私の思いは、今回その移設に伴ってかなりの延長の工事があるならば、その横に再度もう1本入れておくべきではないかというふうな思いがあります。そのときに、府営水道に全部切りかえるならできるとはならないかというふうに思います。

そして、孝子浄水場が今現在どういう状態であるのかよく把握してないですけれども、かなり古い施設でもあり、実際それを維持管理していくにはどれだけ耐用年数があるのかという、先ほどの答弁の中にもありましたが、その辺も含めて長期で考えていただく必要があるかと思っておりますので、また改めてご検討のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、最後にこれは質問ではございませんけれども、いろいろ提案の質問をさせていただきましたが、改めていろいろご検討いただきたいというふうに思います。

そして、ご答弁いただきました、先ほど笠間総括理事、亀先管理監におかれましては、来年24年3月で定年退職となられます。そのほかにも中口総務部長を初め多くの部長、理事の方々も定年退職を迎えられることとなります。来年3月まで残り9カ月、岬町の住民が少しでも安全で安心して暮らせるよう、残り9カ月の活躍をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○川端啓子議長 奥野 学さんの質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす6月9日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時20分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年6月8日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 出 口 実

議 員 竹 内 邦 博